

**議 事 日 程**

- 日程第1 議案第11号 指定管理者の指定について
- 日程第2 議案第12号 瑞穂市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第13号 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第14号 瑞穂市基金条例等の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第15号 瑞穂市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第16号 瑞穂市総合センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第18号 平成25年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第8 議案第19号 平成25年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第9 議案第20号 平成25年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第21号 平成25年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第22号 平成25年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第23号 平成25年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第24号 平成26年度瑞穂市一般会計予算
- 日程第14 議案第25号 平成26年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第15 議案第26号 平成26年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第16 議案第27号 平成26年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算
- 日程第17 議案第28号 平成26年度瑞穂市下水道事業特別会計予算
- 日程第18 議案第29号 平成26年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第19 議案第30号 平成26年度瑞穂市水道事業会計予算
- 日程第20 議案第31号 市道路線の認定及び廃止について
- 日程第21 議案第32号 瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第33号 土地の取得について

**○本日の会議に付した事件**

日程第1から日程第22までの各事件

追加日程第1 発議第1号 市道路線の認定、十七条字上街道町地内に関する調査決議

追加日程第2 市道路線の認定、十七条字上街道町地内に関する調査特別委員の選任について

○本日の会議に出席した議員

1番	堀	武	2番	くまがいさちこ
3番	西岡	一成	4番	庄田昭人
5番	森	治久	6番	棚橋敏明
7番	広瀬	武雄	8番	松野藤四郎
9番	広瀬	捨男	10番	古川貴敏
11番	河村	孝弘	12番	清水治
13番	若井	千尋	14番	若園五朗
15番	広瀬	時男	16番	小川勝範
17番	星川	睦枝	18番	藤橋礼治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○欠員（1名）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	堀	孝正	副市長	奥田尚道
教育長	横山	博信	企画部長	森和之
総務部長	早瀬	俊一	市民部兼 巢南庁舎管理部長	広瀬充利
福祉部長	高田	薫	都市整備部長	弘岡敏
調整監	白河	忠良	環境水道部長	鹿野政和
会計管理者	宇野	清隆	教育次長	高田敏朗
監査委員 事務局長	松井	章治		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	田宮	康弘	書記	泉	大作
書記	今木	浩靖			

開議の宣告

○議長（星川睦枝君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

日程第1 議案第11号について（質疑）

○議長（星川睦枝君） 日程第1、議案第11号指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

日程第2 議案第12号について（質疑）

○議長（星川睦枝君） 日程第2、議案第12号瑞穂市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

○14番（若園五朗君） 議席番号14番、新生クラブ、若園五朗です。

議案第12号瑞穂市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定について、質疑を行います。

この議案は、第12号、早期退職募集制度ですが、総務省のホームページで早期退職募集制度と検索すると、早期退職募集制度の概要や退職者管理の基本方針などが示されております。その中に、早期退職応募者には、再就職のあっせんを人材交流センター等で行うようなことが記載されております。

そこで質問でございますけれども、早期退職応募者への再就職のあっせんは国だけのことなのか、地方自治体ではどんな対応をするのか、現時点でわかる範囲内で説明を求めます。

○議長（星川睦枝君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） おはようございます。

若園議員の議案第12号瑞穂市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制

定の御質問にお答えをいたします。

この早期退職募集制度は、国家公務員の退職給与の給付水準の見直しと、今までの勧奨退職制度から早期退職者応募型というような制度に、平成25年の6月1日に施行されました。これを受けて勧奨退職制度の廃止ということで、当市でもこの条例を制定するものになります。

ただいま御質問の国家公務員における状況や内容につきましては、国からの通知をもとに答えさせていただきます。

これまでの勧奨退職というのは、国では、密室的な印象と天下りなどのあっせんが行われたということで、再就職のあっせんが禁止されたことに伴い、国では職員の在職期間が長期化し、組織の活力の維持も図れないようなことから、今回の早期退職募集制度が創出された経緯がございます。

勧奨退職は積極的に退職を勧めるものに対して、早期退職者制度というのは、職員のみずからの意思の尊重になるものでございます。これらの理由により、早期退職者制度は透明性を高めるということで開始されたものです。

もう1つ、国のほうでは、先ほど御質問のありました早期退職制度とあわせて、官民人材交流センターによる就職のあっせん制度というものがございます。国家公務員法の106条の2とか106条の3であっせんは禁止をされておるんですが、ただしこの官民人材交流センターにおいては、昨年10月から早期退職者に限って紹介をすることができると定められております。この再就職についても、地方公務員と国との状況には大きな違いがございます。今後、瑞穂市では、地方公務員法の改正が予定されているというようなことで、現時点では再就職のあっせん禁止の内容の範囲をよく検証しながら、早期退職者の応募があれば、そのあたりの説明を十分に早期退職者に理解を求めることが必要になります。

若園議員の御質問の再就職あっせんを禁止するというのは、先進地では職員基本条例とか、再就職による職員の働きかけを禁止する職員の退職管理に関する条例などを制定している先進的な市がございます。この県内におきまして、21市においては今のところ制定している市もございませんし、再就職に当たり民間に必要とされるニーズがあるのかどうかということも地方では多くの課題がございます。現在のところ難しい状況だと考えています。

早期退職者制度については、当市の状況に合った運用を考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

○14番（若園五朗君） 部長のほうから具体的に、国の状況や制度等の内容、あるいは県内の状況の御説明があったんですけども、私もこの条例の提案があったときに一応調べてみたど

ころ、大阪市によりますと職員の退職管理に関する条例とか、あるいは再就職者に働きかけの禁止の条例、あるいは職員による再就職あっせん禁止の条例等が制定されております。まだ、県下では行っていないんですけれども、今後そういう職員の退職管理条例に関することについての整備をお願いしたいと思うんですが、再度確認します。

○議長（星川睦枝君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 今後、先ほども申しましたが、地方公務員法の改正があったり、近隣他市の状況を見ながら、このあっせんについても考えていきたいと思っております。

○議長（星川睦枝君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案は、第181国会の平成24年11月16日午後、衆参で強行採決をされております。この法律案の内容は、結論的に言えば、国家公務員の退職金を約400万円以上引き下げる、そういう内容であります。そして、早期退職募集制度は、民主党の公約である公務員総人件費2割削減の方針のもとで、退職金の引き上げとセットで出されてきたと思うわけでありまして、まずそのことの認識について執行部の見解を伺いたいと思います。

○議長（星川睦枝君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 西岡議員の御質問にお答えをいたします。

国の退職手当の改正の内容につきましては、現行の100分の104から、期間ごとに、100分の98、100分の92、100分の87とするような改正だという理解をしております。

もう1点の民主党の2割削減という案につきましては、ちょっとそのあたりについて理解のほうはしておりませんでしたので、よろしくお答えをいたします。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） いずれにいたしましても、この早期退職募集制度というものは、一方の社会の流れがどうなっているかといいますと、60歳から定年制を65歳まで延長する、そして働く意思のある人については雇用を保障していく、そういうふうな流れになってきておるわけですね。片一方、公務員に対しては、早期に退職をなさい。いろいろ国のほうでは言われておりますけれども、運用についてね、慎重に強制をするものでないとか、これは平成24年11月16日の参議院の総務委員会の議事録を見ると、樽床総務大臣はいろいろ言っておりますけれども、結果的には、総人件費削減になるかもしれないというふうな答弁もされております。

こういうシステムを一旦つくってしまうと、国全体の流れとして、先ほど申し上げたように、

その背景に総人件費2割削減という大きなテーマがありますので、それに基づいてかぶせていきますと、どうしても流れが退職を強要するという仕組みになっていかざるを得ないというふうに思うんですね。ですから、こういう制度は何もなくても定年制等々の問題で対処すれば、それでいいわけだというふうに思うわけですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（星川睦枝君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 現在、瑞穂市の職員の退職手当というのは、先ほど国のほうも引き下げられているというような状況で、市のほうも段階的に今引き下げられております。例えば、平成25年3月に退職するものと27年3月では、最終月給に係る月数が9.69カ月下がるということで、約400万円以上の金額の差がございます。そんなところに今回、勸奨退職制度が廃止されるということは、瑞穂市の場合においては55歳から勸奨退職制度が今あり、今回の改正については、退職を考えている職員がもしいたとするようなことがあれば、早期退職制度を導入して運用していくことが必要であるということも考えておりますので、運用につきましては、募集するかどうかにについては慎重に考えていきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 運用については、より慎重に考えていくということですが、今申し上げましたように、一方では退職手当が400万以上下がっていくという背景の中で、さらにそういう早くやめたら何%、数%よくしてあげるよということで追い込んでいく。要するに公務員の首を切っていくということなんですよ、本質的には。いろんな言い方をされてもね。ですから、繰り返しますけれども、そういうことをする必要はないということだけ申し上げておきたいと思えます。

○議長（星川睦枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

### 日程第3 議案第13号について（質疑）

○議長（星川睦枝君） 日程第3、議案第13号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について、議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

**日程第4 議案第14号について（質疑）**

○議長（星川睦枝君） 日程第4、議案第14号瑞穂市基金条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

**日程第5 議案第15号について（質疑）**

○議長（星川睦枝君） 日程第5、議案第15号瑞穂市体育施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

**日程第6 議案第16号について（質疑）**

○議長（星川睦枝君） 日程第6、議案第16号瑞穂市総合センター条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

**日程第7 議案第18号について（質疑）**

○議長（星川睦枝君） 日程第7、議案第18号平成25年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

日程第8 議案第19号について（質疑）

○議長（星川睦枝君） 日程第8、議案第19号平成25年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

日程第9 議案第20号について（質疑）

○議長（星川睦枝君） 日程第9、議案第20号平成25年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

日程第10 議案第21号について（質疑）

○議長（星川睦枝君） 日程第10、議案第21号平成25年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

日程第11 議案第22号について（質疑）

○議長（星川睦枝君） 日程第11、議案第22号平成25年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第12 議案第23号について（質疑）

○議長（星川睦枝君） 日程第12、議案第23号平成25年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第13 議案第24号について（質疑）

○議長（星川睦枝君） 日程第13、議案第24号平成26年度瑞穂市一般会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） おはようございます。議席番号8番 松野でございます。

平成26年度一般会計予算について質疑をしたいと思います。1点でございます。

予算概要からですけれども、予算概要の28ページを見ていただきますと、障害者福祉費というものがございます。ここでは集約型総合福祉施設の整備に関して特区調査委託料486万円、PFI可能性調査業務委託756万、計1,242万円となりますが、これは任意団体あおぞら会からの特区による施設整備の提案に基づいたものだというふうに考えております。

ここでは、この問題点として、市としては障害者福祉関係の計画と政策と合致するのか。2点目に、特区をよりどころとする妥当性はあるのか。これについてまずお伺いしたいと思います。

○議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） 松野議員からの御質問でございますが、P F I 調査に関するものでございますが、以前から本田地域のところについては、将来的に福祉地域というようなお話もございまして、それから御質問のように団体の方々から、今後、市の障害施策についての考えということのお尋ねの中で、団体のほうから、こういった地域、調整区域での農地でございます。今ある施設を活用しながら、そういった地域で市としてそういう施設展開をどうであろうかという提案がございました。それに関しましては団体の方々からも、市に全部をとというお話ではございません。民間の活力を活用しながら、そういった展開ができないかという提案がございました。そういった以前からの福祉に関する市の流れの中での団体からの提案というふうにご考えております。

また、それが特区申請にどうかかわるのかというところでございますが、P F I 調査というのは、要は民間の資金とかノウハウを活用しながら公共サービスを展開できるかどうか、そういったことの特区としての妥当性があるかどうかというところをP F I 調査という手法を使つての段階での調査をまずはして、次にそれで展開ができるということであれば、特区というような流れになっていくのではないかとというふうにご考えておりますので、まずはその事前調査の段階であるP F I 調査というものをやっていきたいというふうにご考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 第3期の瑞穂市障害福祉計画、これは平成24年度から平成26年度の3年間でありましてけれども、その中ではそういった施設の必要性というのは、具体的に何もこの計画の中にはないわけですね。

そしてもう1つは、特区にこだわる必要がなぜあるのかということ。どこでもできるわけですよ、市街化区域でもありますし。なぜそれにこだわっているのか。なぜ特区でやらなければならぬのか、ちょっと聞きたいんですけど。

○議長（星川睦枝君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） 第3期の障害福祉計画の中身につきましては、施設そのものの計画性というものはうたっておりません。サービス量というところで計画の中では入っております。この量を図っていくためには、当然、利用者の数をふやそうと思えば、それは市内・市外にかかわらず、そういった利用施設がなければ利用量ということもふえていかない話なんです、そういったところから新たに次、第4期のところに関しましても、当然、サービス量というものを踏まえての計画となってまいりますので、その前提には利用施設がなければ利用量も見込めないということになってまいります。

次に、なぜ特区かというところでございますが、今、団体からの要望で来ております地域に

つきましては、調整区域の農地でございます。こちらは優良農地を保全していくというところでございます。そこに今、社会福祉協議会が運営をいたします施設がございます。また、市の施設でありますふれあいホームみずほがございます。こういった障害者の方々への施設が市街化調整区域内にあるというところから、こういった社会福祉施設の整備に関しまして農地法の規制が厳しくなっております。そういったところから、この地域について、農地法の規制を特区という手法を使って規制から外すという発想から、特区申請というところが出てきておるところでございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） あの地域は、農地法で農転ができないということになっているんですけども、農業委員会としてはどのような結論になっているのか。

○議長（星川睦枝君） 副市長。

○副市長（奥田尚道君） 私のほうから説明をさせていただきます。

実は、農業委員会のほうには一応打診をした状況の中、今申し上げましたように、調整区域の農地ということですから、農地法が改正されたということで、今想定しておる居住地域というような形の施設は難しいということでございます。ですから、特区という手法を使ってあの地域に、既存の施設と連携を持った施設をつくりたいというのが、いわゆる民間の家族会でございますけれども、あおぞら会の代表者が、内閣府のほうに特区の申請がどうかというのを探られたということで、この経緯については既に文教厚生委員会とか全員協議会でもお話をさせていただいた内容と何ら変わっていないところがございますが、そういった形で進められたところ、特区申請は可能であるというような内閣府の意見をもとに進めておるところでございます。ですから農業委員会のほうでは、今の形ではちょっと難しいという回答のもとに進めておる事業でございますので、御理解を賜りたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 内閣府のほうから、何、できるということですか。いいということですか。出ておらんでしょう、まだそういう答えは。出ておらんにもかかわらず、私が思うのは、なぜこんなときに予算を出してくるかということ。認可もされておらんとときに、申請認可をされておらん前に、なぜこういった予算を計上するかということ。

○議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） 内閣府のほうは、特区申請に該当する案件であるということ、事前調査の機会があったんですね。昨年9月2日から11月15日の間に事前相談受け付け期間があったということで、そのときに先ほど申しましたあおぞら会の会長さんが、これは個人的な形で

はありますけれども、申請をすることについてお認めをいただきたいという申し出がございまして、調査をするならいいでしょうねということで、一応議会にも御説明をして、その了承のもと進められた結果、特区申請に該当する案件でありますよということをお願いしたわけですね。ですから、特区を申請するには、どのような手続とか、書類等ですね、必要かということをご調査するということでございまして、ですからそれが市の障害者計画に全く外れた内容ではなく、市が進める障害者計画の理念と合致するということが、市としてもそれについては応援をしよう。

ただし、特区申請となりますと、主体は市が行うこととなります。そこで、運営はどうであるかということをお考えますと、PFIもしくはPPPといった手法で、民の手法、いわゆる公民連携という形で進めるのが望ましいんじゃないかということですね。PFIとかPPPのほうは、またこれは国交省の補助メニューがありますので、そちらの補助の申請をしておるところでございすけれども、そういった形で2つを同時進行のような形で調査をしておるところでございす。

一方で、障害者計画の見直しの時期に入っていますので、その中でも明確な位置づけをしておこうという手続を26年度に行うところをございまして、こころ辺については、新年度予算に上げる前から既に議会にもお話をさせていただいておりますし、その了承のもと予算化したということでございすので、御理解を賜りたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 国のほうは、特区の申請はやぶさかではないと言っておるんですね。

けれども、現行農地法をクリアせないかんとおっしゃるやね。そこら辺があるから、問題が。

そして、どうしてもといいますか、障害者関係ですので必要性は十分認めますけれども、早急に要るんだったら、つくるんだったら、いろいろ考案せんと、もっと土地を違うところに探してつくればいいというふうに私は思うわけですね。そういうことは考えられたことはあるんでしょうかね。

○議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） 繰り返しになりますけれども、現行の農地法をクリアする場合は、市が主体の収用法を適用の場合は農地法が解除できるということはわかっております。ただし、今回は市が主体となって事業を行うものではございせん。ですから、したがって収用法は適用ができませんので、それならば特区をということになるわけですが、じゃあなぜそこでやるのかというお話になりますが、そこは、先ほど来申していますように、既に一連の福祉施設がございまして、その福祉施設と連動させることによって、より機能的な運営ができる。そして、先ほど来お話がありますように、農地が連担する地域でございすので、その農地を生か

した障害者の方の就労の場を提供したいという構想があるわけですね。そして、国の6次化の制度もあわせて連動させながら、いわゆる生産したものをそこで加工し、あるいは直売所もつくるということで、道の駅的な販売施設もつくるのが国のほうのアベノミクスのほうで進められてみえる今のPPPとかPFIの推進とマッチするということで、あながち将来的な国の施策とも乖離したわけではない、むしろ取り込んだ事業になるんだろうという想定のもと、事業をちょっと探ってみるというのが今回の調査費となっておりますので、御理解を賜りたいと思います。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） あと細かい話は委員会の中で質疑をしていきますので、よろしく願います。

以上で終わります。

○議長（星川睦枝君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） 小川勝範君。

○16番（小川勝範君） 議席番号16番 小川勝範でございます。

1点質問いたします。

まず、予算概要の24ページ、自治会活動事業費、これは25年度と26年度を比較しますと、およそ1,300万の減額になっておるんですが、各自治会は25年度の予算で自治会の総会をどうも運営しておるような感じで、もし1,300万の減額予算が通れば、各自治会は前年度の予算で総会の計画を立てておるようでございます。なぜ1,300万も下がったか、その理由をちょっと述べていただきたい。

ということは、私も自治会を何年かやっておりまして、自治会は本会議の前の総会が大変多いんです。まず自治会長に説明をきちっとしておるのか、そして納得しておるのか、多分、早瀬部長が答弁すると思いますが、その辺は明確に答弁していただきたい。

そして、2点目です。（仮称）大月運動公園の問題でございますが、この予算を計上される前に、瑞穂市も各自治会、区長会、体育協会、文化協会、老人クラブ、各PTAの関係の団体がございますが、その団体に説明をされたのか、そして相談をしたのか、その点を答弁していただきたい。以上。

○議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） おはようございます。

自治会の活動費で総額が1,297万5,000円ほどの減額ということになっておりますが、その主なものとしましては、3つの中に分かれております。

1点は、自治会長さんみずからの報償費でございまして、これは自治会長さんにお支払いをしているものであって、自治会の活動費ではなくて、今までは7万2,000円、それから550円の世帯割ということで、自治会長さんへのお礼という感じでお支払いをしておりました。それを今回は予算の中では5万円と、それから1世帯当たりが300円ということでの見直しでございます。これについては、昨年9月の時点で自治会長の理事会等にお話を差し上げて、12月にもそれを確認しております。それでその一昨年前に自治会の補助金については見直しをしております。今回は自治会長さんみずからの分について見直しをします。これらにつきましても、県下のいろいろな自治会の状況も踏まえてお話をしておりますので、多分今回の報償費の見直しによって、自治会への活動には影響はないかと思っております。

それから、自治会の公民館の補助金がございまして、来年度は特に自治会の公会堂等を直すところはございませんので、予算がかなり減額になっておるようでございますけれども、特に自治会の活動費に影響することはないかと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） （仮称）大月運動公園に係る説明会ですけれども、ホームページを使ってパブリックコメントをとったということと、あとは具体的には体育協会、スポーツ少年団、それから総合型スポーツクラブのなかよしクラブ等とも相談しておりますし、説明もしております。それから、地元のほうとしては、大月地区、宮田地区との説明会、それから住民に対しては出前講座というのがありまして、それで2回、出前講座で説明をしております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） 小川勝範君。

○16番（小川勝範君） 今、早瀬部長の答弁でございしますが、よそが安いでどうも下げたような答弁のように聞こえるんですが、私も自治会長をずうっとやっておって、自治会長の任務というのは相当大変な任務なんですよ。そして、報償費やいろんな関係とか、前は780円が今は360円になったでしょう。あれを基金にして自治会の運営をしておるんですよ。そういうものを、早瀬部長は自治会長をやっておらんでそういうことを言われると思いますが、実質やってみると、自治会の運営というのは大変なんですよ。

そして、自治会の運営というのは、要は自治会には会計が見えます。そして、自治会長が、実はこうこうで昨年9月に報償費の話があったというふうで会計にすぐ指示をして来年度の予算を組めばいいんですけど、そういう連携というのはどうしてもなかなかうまくできないということで、先ほど言いましたように、自治会で連携とって、きちっと組んでから総会をやるならいいんですが、前年度の予算で大体やっておりますので、どうですか早瀬部長、この分は補正でもひとつ組んで、これはなぜかという、自治会長からも相当そういう陳情があるんです

よ。自治会長は今百何十人見えるんでしょう。そういう場では結構質問はみんなしにくいですよ。それで我々は、先ほど言いましたように、そういう自治会の経験がありますので、ぜひひとつ要望してくれんかということでございますので、そして自治会は、先ほど言いましたように大変な仕事をやっておりますので、この分ぐらいどこかで削る、1,000万円ぐらい削るところあるんでしょう。削るところは大幅に削って、こういう実質活動をやっておるところには支払いをしてやる。私はそういうふうに思いますので、早瀬部長、答弁は結構です。

そして高田次長、大月の関係でございますが、いろいろ今までずっと説明をされておるんですが、その説明の方法について、公式にやられたのか、ちょっと集まってくださいと、何らかのそういう組織でやったのか、ちょっと聞かせてください。

○議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 体育協会、スポ少、それからなかよしクラブ等につきましては、もちろんこれは会議の中でのお話ですので正式ですし、地元説明会につきましても、これは正式なものです。出前講座については、市民からの要望によりまして実施しております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 小川勝範君。

○16番（小川勝範君） 今、高田次長の答弁、大体わかっておるんですが、私も新生クラブの会長をやっております、今回、新生クラブとしては正式にまだ協議はしておりません。今回新たに上程されましたので、この後に（仮称）大月運動公園については、新生クラブとして上程されました内容をよく審議いたしますので、よろしくお願いします。

以上、終わり。

○議長（星川睦枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 堀武君。

○1番（堀 武君） みづほ会、堀武。

予算概要45ページ、給食アレルギー対応事業について御質問いたします。

これの予算が528万8,000円上がっております。去年の段階において、各市においてアレルギー対策の給食事業をやるということが表明されております。それに基づいて恐らくは予算化という形で出てきたことと思います。

それで、瑞穂市がこれからやろうとしているこの給食アレルギー事業ですけど、県内でこれと同じことをやっている市町がまずあるのかということを知りたいと同時に、これからこれらこのことに関しての対策上の問題点については議席で質問したいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（星川睦枝君） 教育長。

○教育長（横山博信君） 今回、予算を上程させていただいております食物アレルギーの対応給食の実施に向けてでございますけれども、この予算につきましては、県の学校栄養職員を1名、県にお願いして増員をしていただくことが決定しております。また、それにかかわって、献立とか管理だけではなくて、実際の調理事務に当たる調理員として2人を充てて、その予算を上げております。また、アレルギー対応食を提供するというので、どうしてもほかのものとまじるといけませんので、特別な食器を準備するというので、そういった食器についての予算も入った額でございます。

ほかの市町ではどうかということで、今、資料をちょっとよう探し出しませんので、自分の覚えの中でお話をさせていただきますが、アレルギー対応給食につきましては、なかなか実施に踏み切ることが難しい状況もあります。というのは、我が瑞穂市の給食センターは6,700食を超える給食を提供して、センター方式で行っております。センター方式で行うということは、調理をしてから提供する児童に渡るまでに、車に積んで、そして学校のパントリーでおろして、そこから仕分けをして、そして各学級に届けるという、その過程が大変長い、また時間も要する内容でございます。

岐阜市は自校給食というような形で、それぞれの学校内で調理をして、学校の教室まで運ぶということで、よく知った者がその子の対応食、要は除去食ということで、アレルゲンの物質を取り除いた給食を児童に渡すということが、これは比較的の学校の中だけの配慮でできるものですから、学校で給食を調理している、そういった岐阜市においては行われております。

ただ、センター方式は、先ほど申しましたように、それを運搬する、そして人がつくったものから直接児童に届けるという管理の部分で大変問題点もありますので、県下でもこれをやるということについては踏み切れない市町も多いです。特に瑞穂市の場合には、つくっていただいた平成19年ぐらいですかね、センターを新設していただきましたが、その折にアレルギー対応食をつくれる部屋をつくっていただいております。ただ、部屋はつくっていただけたけれども、実際調理する体制が整っておらず、今までそれが提供できなかったということで、今回そういった体制をお願いできれば、9月からでも子供たちにアレルギーの除去食を提供したいということで、今回の提案になっております。

県内のセンター方式におけるアレルギー対応食は、これは正確に今、表を見つけてしゃべってないのでだめですけども、高山とか、飛騨とかで実施されていると思っております。また、これは違っておりましたら後ほど訂正をさせていただきます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 堀武君。

○1番（堀 武君） では、具体的に症状とか、何名ぐらいとか、現段階でわかっている範囲で御答弁願いたいと思います。

○議長（星川睦枝君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 瑞穂市の給食センターでは、小・中学校、それから保育所、幼稚園の園児、児童・生徒に提供しておられるわけですが、現段階で本人の申し出などを含めると、233名というのが25年の実績でございます。ただし、この調査そのものが、食べられないものがあるかというような、ちょっと簡単なアンケート、質問ですので、好き嫌いというものが幼児、小学校1年・2年のころには往々にしてありますので、好き嫌いも含まれるんじゃないかということで、そういったことを除外した形で対応する必要があると思います。

診断書が提出されている人数は31名です。この31名ということが、医師の診断を受けてアレルギーを持っている子であるということなんですが、私どもがアレルギーの除去食を提供するということを言っていない段階では、診断書をとってまで学校にアレルギーがあるということ、正確に医師の診断を受けるという必然が弱く、そういう心配があっても医師の診断書をとらないという状況も予想されますので、今後、提供するという方向になった場合、この診断書の数はふえるのではないかと予想で、現在は50名規模を予想して食器等の準備の予算を上げさせていただいております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 堀武君。

○1番（堀 武君） 食物アレルギーですけど、幼児のころには腸の弱さとかでそういうのでなれるのが100人のうち20人とか、そういうようなデータが上がっているということです。ですから、それは自然に治癒するというか治ってくるそうなんですけれども、高学年になってからのアレルギーに関しては治癒というか治り切らずに、大人になっても症状を持ったままの形で来ると。

そうすると、一番心配するのは、給食等、それから親御さん等で、そのような過保護とは言いませんけれど体制の中で、持って生まれた本当に気の毒なんですけれども、そういう特異なアレルギー体質の子が卒業すると同時に、その保護下の子が、例えば高校に行けば給食はありません。大学に行けば、親元以外であれば完全に自分で対応しなきゃならない。そして、就職すればもっともですけど、そのような形のときに、自分のことは自分でやれるような体制をとって出してあげるというのが一つの方法で、親御さんとしては、皆さんと一緒に給食を食べさせてやるというのが親心で、これは当然だと思いますけれども、その危険性から考えて、じゃあ事故が起きた場合とか云々にして誰が責任を持つのか。今、教育長が言われるように、運搬から、配膳から、それから最初のつくるときから、全てに関してリスク負担をかけていくのがこのアレルギーであって、症状的にすごく苦しむ。苦しむだけならいいですけども、この間偶然にも聞いたんですけど、メロンですか、メロンのアレルギーなんてあるそうなんですけど、メロンパンを食べた途端に意識が飛んじゃって生死の境をさまよったと。苦しみになしに、

本当に何ともならないような状態で、奇跡的に息を吹き返して、そこの子に関しては、どこへ行ったらって、お菓子とか、まんじゅうを出されたって食べないと。だから、食物に関しては自分自身で、皆さんと同じ食生活はできないと。

そのような形で現実に行っているお話を聞きました。だから、大変だと。ならば今言うような形で、薄情なことを言っておるわけじゃないんですよ。だから、ある程度そのようなことを加味しながら、家庭、また学校でアレルギーのことを考えながらいかないと、社会に出た途端に、雨風じゃないですけど、さらされるような状況で対応が出来るような場合もあると思うもんですから、このアレルギーの給食に関しては、私は言っているんですけど、1年間ぐらいのじっくりとした形を見て、本当にそれがいいのか、父兄とか子供たちにとってそれが本当にいいのか、だからその辺のことを考えながら一度振り返ってやっていただきたい。途中まで来て、だめだったとか、問題が起きたとか、いろんなことが起きてからでは遅いんですから、私としてはそのようなことで一考をお願いしながら、質問を終わらせていただきます。よろしく御検討をお願いします。

○議長（星川睦枝君） ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（星川睦枝君） 広瀬武雄君。

○7番（広瀬武雄君） 議席番号7番 広瀬武雄でございます。

今の一般会計の予算案の一部でございますが、平成26年度予算概要の42ページでございますが、学校建設費の中における特に牛牧小学校の整備事業費5,410万6,000円についてのみ質問をさせていただきます。

今回の牛牧小学校の増築を前提にいたしまして26年度予算案が編成されていることは、皆様御承知のとおりでございますが、それらは過去の経緯からいきますと、1案、2案、3案、いろいろ協議いただきながら、今回の、5案と言ったほうがいいかもわかりませんが、その案をもとに編成がなされたものと聞き及んでおります。

我々は、増築4案が作成され、その案を了承してきたわけでございますが、そしてその了承した案を持って地元自治会に説明に行っていたと承知しておりますし、伺っております。結果として、地元の皆様方の御意見は、納得してもらえず、今回の予算編成にあらわれております、いわゆる5案の案をもってこの数字が計上されているわけではありますが、それなりに我々も口頭での説明は受けてまいりましたが、なぜ納得されなかったのかとか、どのようなやりとりがあったのかとか、それら詳細にわたりまして聞く機会もございませんでしたし、御説明もそれらの細かい説明はございませんでした。

したがいまして、そこへ御出席されました教育委員会の皆様方を初めとする関係各部の皆様方が、これら会議録をおまとめになっているものと考えておりますし、そのはずであります。

そうであれば、我々議員にもその会議録を公表した上で、このようなやりとりがあり、納得しただけなかったという点を詳細に理解した上で、今回の5案の予算案に臨み、全議員がこれらについて審議いたしたいと、あるいはそうすべしと考えるわけでございます。

したがいまして、まず会議録を出していただき、全議員にそれを周知いただいた上で、この審議をすべしと思いますが、教育委員会の次長にお伺いいたします。会議録はありますか。自席でお待ちいたします。

○議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 会議録につきましては作成しております、事務局のほうにあります。現在今ここにはちょっと持っておりませんが、作成はしております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 広瀬武雄君。

○7番（広瀬武雄君） ならばその会議録を、今ここにお持ちでないならば、教育委員会の事務局からこちらに送らせていただいて、全議員に配付いただけませんかでしょうか。

○議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） しばらく時間をいただきたいと思います。協議させていただきます。

○議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） この問題は、会議録があるかないかというお話であれば、その会議録はありますので、それを開示するということについてはやぶさかではありませんが、ただ個人名が記載されていますので、そこら辺について、個人の発言とかそこについては精査をさせていただきます、今議会中にお出しができるというふうに考えたいと思います。

ただ、この問題については、会議録を開示するという以前に、既に議員の皆様にも十分お諮りをして進めてきておりまして、ちなみにきょう私が持つておる手持ち資料では23年の2月ですね、牛牧小学校の評議委員会が開かれまして、23年の10月に文教厚生委員会、それからあと24年の6月には文教厚生委員会の協議会でいろいろやってきた中で、逐一御説明をしてありますので、経緯については全く初めてというようなことじゃないというふうに思うところでございますが、会議録については、今ほど申しましたように、個人の発言の部分については、妥当でない部分があるかという記憶もございますので、そこら辺については市民のプライバシー保護という観点で、名前を消すとか、そういった判断が必要かと思っておりますので、今、猶予をいただきたいと思っております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 広瀬武雄君。

○7番（広瀬武雄君） 実は、どこからどうなったのかわかりませんが、今、副市長のおっしゃる部分は十分理解できますが、たまたま私の自宅に、私が文教厚生をやっているからかどうか

わかりませんが、ポストにぼんと入っております、その会議録が。それで、今おっしゃるように、全てがそこに記載されておるわけですね。こういう話は、本来であれば執行部側からお出しを堂々といただいての次なる質問に入ろうかと思っておりましたが、今のような発言ですと、正直言って実は、私だけは私の手元に今あります。それを今ここで皆さんに配付することはいかなものかと。

〔「議長、休憩を要求します」の声あり〕

○7番（広瀬武雄君） 今の副市長の発言からいきますとちゅうちょいたしますが、その辺を議長に、資料として配付することを求めます。

○議長（星川睦枝君） 暫時休憩をとりたいと思います。

休憩 午前10時12分

再開 午前11時05分

○議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど広瀬武雄議員から、資料の配付の申し出がありました。

その前に、高田教育次長から。

○教育次長（高田敏朗君） 先ほど広瀬議員のお持ちの資料を確認させていただきました。その時点で、白い紙でコピーされておりましたので、自治会の総会資料だと思いましたが、その中身をよく見させていただくと、この書きぶりが、これは市役所、教育委員会の中で作成した内容であるということが確認されました。それで、これは自治会の総会が開かれた場合に、私たちが行って説明させていただいた内容で、公表は前提としておりません。それで個人情報も含まれている観点から、個人名については伏せて配付をお願いしたいと思っております。

それから、なぜ内部の資料が流出したかについては、直ちに調査させていただきたいと思っております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 広瀬武雄君。

○7番（広瀬武雄君） それでは、要請しました会議録の資料を議長に確認いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（星川睦枝君） 今、広瀬武雄議員からの提出された資料については、許可します。

〔資料配付〕

○議長（星川睦枝君） ただいま広瀬武雄議員からの資料をいただきました中で、広瀬武雄君。

○7番（広瀬武雄君） ただいま議長のお許しをいただきまして、皆様方に要請いたしました資料を配付させていただきました。

先ほど来お話がございましたように、個人名は伏せていただいております。それもいろいろ先ほど副市長より御発言がありました内容に結果的には沿った形になろうかと思っておりますので、

よろしくお願ひしたいと思ひますと同時に、この中身等につきましては、皆様方にお読みいただく時間も少のうございますので、コメントすることは省略させていただきますが、最終的には出席者54名中、反対が38名、賛成15名、白紙が1名という結論から、先ほど私が御質問させていただきました第4案が御納得いただけなかったということが、私のみならず議員の皆様方にも周知徹底ができるのではないかなと思ふところでございます。

この資料の配付につきましては、先ほど来申し上げておりますように、学校建設費、特に牛牧小学校の整備事業費について大いに関係するものでございますので、資料配付を要請したところでございます。

続きまして、一般会計の牛牧小学校整備事業費の公有財産購入費、皆様方のお手元には予算概要42ページにございますが、その件について質問をさせていただきます。

平成26年度一般会計予算のうち学校建設費、牛牧小学校整備事業費の中の公有財産購入費2,889万7,000円について質問いたします。

校舎建設予定地における現在の駐車可能台数は、現場を確認いたしますと20台がとまっておりますし、20台分が駐車可能でございます。そのうち校舎を増築いたします部分にとめてあります車は13台分でございます。したがいまして、校舎増築により駐車台数が減少するのは、正面玄関の体育館寄りの部分が13台分減るということでございます。そのため正面の校門西側の道路を挟んだ土地、田んぼと言つたほうがよろしいでしょうか、88平米を駐車場として購入する予算と説明を受けておるところでございますが、それらを踏まえまして次の点を質問させていただきます。

買おうとする今の購入予定地は、大体駐車場にしますと40台可能となるというふうに推測しております。その第1点目の質問は、13台分しか減少しないのに、それを大きく上回る40台もの駐車可能な土地を購入する必要はどこにあるのか。

2点目として、該当の土地は正面のすぐ前であり、仮に駐車場とした場合、車の出入りで子供たちに危険が及ばないのか。

3番目、該当の土地のすぐ南側に小学校の教育田、畑があり、これは市役所の所有土地であります。さらにそこを駐車場にすれば、15台分が可能な広さであります。場合によっては、この土地を駐車場にすれば、先ほど来申し上げております13台分の減少分がそこでカバーされるのではないかと考えるところでございます。

4点目としましては、さらにその南側の土地、これは借地になっておりますが、保育所の教育田として活用しておりますが、小学校の教育田が仮に駐車場になってしまつて、どうしても教育田が必要なら、その土地を保育所と案分すればよいのではないかという考え方も一つあります。どうしても教育田として狭いというならば、東門の東へ行つた北側の土地983平米、これはかつて文教厚生委員会の中でも出ておりました、あるいは土地財産調査特別委員会からも

出ておりました市所有地の未利用地の一部を教育田としてはどうかという案を思っております。

また、南部コミュニティセンター北側東側には25台、さらにずっと東へ行ったところの角地に83台もの駐車可能な土地があります。現在も駐車場として使用中であります。それで十分ではないかという考え方。

また、コミュニティセンターすぐ東側に公園がありますが、全く公園としての機能を果たしていない寂れた公園となっております。もしどうしてもというなら、その公園を駐車場にしたらどうかという考え方もあります。仮に駐車場にすれば、30台は駐車可能であります。

7番目に、公園をなくすことが難しいのであれば、東門の東へ行った、今申し上げました北側の983平米をかわりの公園として整備され、そこに場合によっては教育田も併設できるのではないかと考えます。

8番目、なぜならこの土地を東門の北側駐車場にすると、登下校時の子供たちに危険な状態を招くと。いわゆる東門を出た北側の983平米の土地を駐車場にすればいいんじゃないかという意見に対して、通学路となっており、非常に子供たちが頻繁に歩いているので危険な状態を招くとの、牛牧小学校長から教育委員会宛てに駐車場にしないでほしいとの要望が出ております。ならば公園か教育田でいいんじゃないか、あるいは土地財産調査特別委員会でも出ておりますように、売却するという方法も一つの考え方ではないかと考えるところでございます。

東門の近くに駐車場が危険ならば、西門のすぐ前の購入予定地の駐車場も同様、子供たちが危険に脅かされることは事実ではないでしょうか。

以上の点から、この駐車場購入の予算には疑問を感じ、再考を促すところでございます。

もちろん、さらに小学校の南の道路を東へ行った北側に、借地ではありますが、現在先生方がとめていただいている通称「砂利の駐車場」と言っておるそうでございますが、そこが30台から35台駐車可能であり、現在も使用中でございます。

このように、小学校の周辺はいろいろと駐車場があり、これ以上買うということはぜいたくではないかと考えるところでございます。

また、コミュニティセンター周辺を歩いてみますと相当な空き地があり、駐車場を目的として再整備すれば、さらに15台ほどの駐車は十分可能と考えるところでございます。駐車できるスペースが十分あるということが言いたいところでございまして、現場をよく見ていただきまして、再考を促したいということでございます。

まとめてみますと、玄関前周辺、いわゆる体育館のすぐ南側が現在も30台の駐車可能、それからコミュニティセンター周辺に25台、砂利の駐車場、これは先ほど申し上げましたが、先生方がとめていただいている借地のところが35台、東のほうへ歩いていったところの角地に83台、合計173台の駐車が可能でございます。現在ですね。増築による減る台数は、先ほど申しましたように13台、それを引いたとしても160台は駐車が可能であります。さらに場合によっては、

先ほど申しました寂れた公園という言い方をしますが、公園の機能を果たしていない公園、それを駐車場にすれば三、四十台の駐車が可能でございまして、13台分を引いたとしても200台が置ける駐車場が小学校、保育所、コミュニティセンター周辺にはあるという結果になります。

したがって、確かに玄関の真ん前にある土地を買うという考え方は、決して誰もが簡単に考えれば、そうだなと考えるかも知れませんが、周辺の駐車可能台数をずっと現場を歩いて見てみますと、先ほど来申し上げておりますように、校舎が増築されたとしても160台は可能でありますし、仮に先ほど申しました公園を別の場所に移したとしても、200台が置ける駐車場が確保できるということであれば、新たに土地を買う必要はないとの私の結論でございますので、よろしくその辺を再考いただきたいと。以上でございます。

○議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） ただいまの広瀬議員の御質問のとおり、駐車可能な箇所数の駐車台数を合わせれば、確かにそういう数字にはなりますが、実際、学校を訪れる保護者とか関係の方からすれば、学校の前にあるのが望ましいということは言うまでもありません。例えば生津小学校にしても、道路を挟んで東側に駐車場があるというのと一緒ですし、特に生津小では、来賓の方が見えたときに、すぐそばに20台ぐらい置けるという状況です。そういうことを考えれば、今度増築をした場合には、実際にロータリーのところとか玄関に置けるのは四、五台になってしまう、非常に少ないということです。

小学校の東の市有地を教育田にというのは、私どももそのように思っております。非常に危険な通学路になっておりますので、そこに駐車場をとすることは考えておりません。ただ、西側の駐車場はきちんと歩道もついておりますし、児童さんは西から通学をしてくるということで、そこには歩道がきちんとついておりますので、西側に駐車場をつくっても出入り口については、道路の西側を出入り口にすれば、その辺の安全は確保できるということは思っております。

今の南にある市有地と、それから借りている土地、そこを駐車場にすればということなんですけれども、玄関から非常に離れる、遠くなるということで、学校の玄関まで行くには遠くなりますし、つどいの泉の駐車場にしましても、かなり東のほうにありますので、学校を訪れる人がそこへとめてというのも、お天気のいい日ならいいでしょうけれども、雨降りとか雪の日はかなり困難をします。

つどいの泉の東にある公園ですけれども、これはもともと公園として購入した場所でありまして、それを駐車場にするというのは、またこれも議会に諮って公園にしたものでありますので、その辺はよく考えないといけないと思います。

確かに広瀬議員の言われたとおり、駐車場にできる数というのは、これだけあるという御意見ですので、もちろんそういう御意見があるということで、文教厚生委員会の中でもこれにつ

いて御意見をいただいて、検討していきたいと考えております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） 広瀬武雄君。

○7番（広瀬武雄君） もう一言だけ再度申し上げておきますが、サイトウ自動車西側の市有地を駐車場にする案について現在の校長先生からの要望は、そこに駐車場はつくっていただいちゃ困りますよという内容の文面を読んでおりますと、大変危険であることが第1点と、それから駐車場ができると保護者の皆さんが勝手にそこへ出入りされるということで、なかなか示しが見つからないということ。それをじゃあ、今、次長が言われるように、西側の正門側に、今予算が上がっております土地を購入するところに駐車場をつくったとしても、この東側の駐車場と同じような現象が起きて、果たして校長がそれを現場の責任者として本当に望んでいるのかどうかというのは疑問でございます。もちろん東側は児童の通学が80%以上だそうでございます、西側は逆に言うと、その差の20%前後ということで、東側よりは少ないかもわかりませんが、少なければ逆にまた危険も感じられるというような観点からいけば、そこを駐車場として買い上げることに非常に疑問を感ずるということを再度申し上げて、私の質問は終わります。

○議長（星川睦枝君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 改革の西岡一成であります。

まず、歳入の地方交付税についてお伺いをいたします。

早いもので、25年度で10年間の合併算定がえが終わり、新年度より5年間の激変緩和期間に入ります。0.9、0.7、0.5、0.3、0.1と縮減をされ、平成31年度より一本算定となるわけであります。

ちなみに、平成16年度の資料をインターネットで見つけましたので、それを見てみますと、瑞穂市は一本算定だと7億6,656万5,000円のところ、合併算定がえにより12億2,056万円となり、4億5,399万円増加をしております。増加率は59.2%であります。県内の他市の増加率を見てみますと、本巢市が75.5%、下呂市が28.8%、郡上市が27.2%、山県市が22.9%、飛騨市が18.2%となっております。

いずれにいたしましても、今後5年間の激変緩和期間、そして平成31年度からの一本算定によって、どの程度の普通交付税の縮減がなされるのか、その見込みについてお尋ねをしておきたいと思っております。

○議長（星川睦枝君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 西岡議員さんの合併算定がえの概要といたしますか、地方の交付税についてお答えをいたします。

合併算定がえの概要については、議員の皆様御承知のとおりでございますが、合併算定がえというのは、合併後10年間は別々の市が存在するものとみなして計算した交付税額を下回らないようにするというような特例で、11年目以降は、先ほどおっしゃられました、0.9、0.7、0.5というように縮減をしていくものでございます。

合併算定がえによる交付税の増加額は、瑞穂市の場合、先ほど議員が4億何千万とおっしゃられました、6億7,000万円ぐらいを見込んでおります。ということは、26年度については6,700万円ぐらいの算定がえによる減収になるということで、それらとか消費税の引き上げ等によりまして26年度は19億円を見込んでおります。さらに平成31年度には、現在の金額より、先ほど申しました6億7,000万円ぐらいが減少し、16億円ぐらいを見込んでおりますが、こちらにつきましても、消費税率の変更等により変更があるものと考えられます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） では、歳出についてお尋ねをいたします。

まず、（仮称）大月運動公園整備事業についてであります。

条例制定の直接請求運動等については、一般質問で行いたいと思っております。

市長の提案説明の中で、これは平成22年度、包括外部監査での指摘を踏まえ検討してきたところではありますが、もとをただせば新市建設計画、第1次総合計画にあるとおり、合併時の懸案事項として旧生津ふれあい広場とあわせて持ち越してきた事業であると言われたわけであり、私は単に言葉尻を捉えて言うわけではありません。事実認識だけはっきりさせておきたいと思っておりますので、お聞きをする次第であります。

では具体的に、今手元に新市建設計画と瑞穂市第1次総合計画、それから瑞穂市第1次総合計画後期基本計画、市長の提案説明で言われたもの、3つ持ってきております。その中で、どこに運動公園という言葉があるのか、それを教えていただきたいと思っております。

○議長（星川睦枝君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

（仮称）大月運動公園ということの質問で、どこに新市建設計画、または第1次総合計画の中に示されているかと申しますと、新市建設計画によりまして、快適な都市の創造ということで、計画的な土地利用の推進の中の一つの中に都市公園の整備事業ということで、天王川スポーツ公園などを含めた多目的広場というものがございます。もう一つ、新市建設計画のほうには主要事業の中に、生涯学習関係で、生涯学習施設の整備とか、市民文化・市民スポーツ振興事業というような位置からも新市建設計画には示されているところで。

続いて、第1次総合計画になりますと、魅力ある市街地の施策の一覧というようなことで、

西部多機能拠点整備事業ということで多目的広場の整備、あるいは生涯学習の、先ほど申しました体育・文化施設の整備事業ということで、生津・大月のグラウンド整備というような観点からも書いてあります。

このような事業については、重複記載というふうになっておりますので、よろしく願いをいたします。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） よろしく願いをされても、日本語として私が理解できなければ質問をさせていただかざるを得ないわけでありますけれども、直接的には、以前にも申し上げたとは思いますが、第1次総合計画でも、部長が言葉として言われましたけれども、巢南庁舎周辺のオープンスペースを生かした多目的広場の整備ということが明言されております。それから、後期基本計画のほうでは、巢南庁舎周辺では多目的広場の整備、こういうふうに言っていますね。多目的広場ということをおっしゃるんです。

それで予算概要を見ますと、工事費の内訳で、合計8億2,317万6,000円でありますけれども、この中身を見ますと多目的運動場、こうありますね。

お聞きをしますけれども、多目的運動場と多目的広場とはどこがどう違うのか、その概念を明確に示していただきたい。

○議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） 先ほど森企画部長から、新市建設計画並びに総合計画の位置づけについてはお話ししたところでございますが、要は新市建設計画の中では、それぞれ生津と大月が2町が抱えておった課題であった。それについては、どういうふうな整備をしていくかということが明確でない状況で、課題を継承したわけですね。そうした中で、表現が多目的広場ということになっております。多目的というのは、将来、用途を明確にするという意図でございます。

現に生津スポーツ広場も、今は生津スポーツ広場と名称しておりますが、平成15年度当時は瑞穂市生津多目的広場整備事業ということで掲げてございます。これは24年にテニスコートを8面整備した折に、パンフレットでもお配りした資料でもそういった名称でつけてございますが、生津多目的広場整備事業ということで用地を取得しまして、用地取得というのは、土地開発公社で持っておったものを買いかえたんだと思いますけれども、それから平成16年度、生津多目的広場整備事業ということで、またこれも隣地を購入したりしてやっております、平成17年度において、やっと生津ふれあい広場という名称を使って、これは市民の公募だと思いますが、名前をつけたということでございます。

そして、御承知のように、平成24年度には生津ふれあい広場整備事業ということで、テニス

コート等を整備したわけですが、最終的にはまた名称を市民公募で生津スポーツ広場としたところでございまして、本来は多目的広場という名称であったものが、事業の進捗によって名称を変更してきたという経緯がございますので、大月についても、計画の中では多目的広場といった表現を使って進めてきたということでございまして、その中で、先ほども企画部長が説明しておりましたように、中身をどういうふうに整備するかということ、もともとはスポーツ広場的な意味合いで取得された土地であるということですから、スポーツをメインに検討してきたと。ですから、体育協会とかスポーツ少年団とかいった、そういった組織に対して、こういった活用がよろしいですかということをお尋ねしながらやってきたということでございます。

ある意味、生津がころころと変わって、結局、最終的にはテニスコートということで整備がされたわけでございますけれども、そのプロセスの中では利用が十分でなかったという反省がございます。そういった反省も踏まえて、大月にあっては同じ轍を踏むことなく、早目に皆さん方の御意見を聴取して整備してきたというプロセスがございまして、それについては議会においても同様の形で、予算が決まる前からいわゆる将来予想図というのをお見せしまして、皆さんに御検討をいただいた、時間を提供して御審議をいただいたということで、今回やっと精査された金額で予算計上したということでございますので、ある意味時間をかけて審議をしたんだという思いは持っておるところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 時間がたつ中で、具体的な事業名も変わってくるということを生津の例を捉えて言われたわけでありましてけれども、後期基本計画でも、2012年から2015年までの計画の中で多目的広場ということが使われておる。今の答弁では、広場と運動場の違いが、どこがどう違うのかといった意味は、言葉を厳密に規定する、その概念を。そうでないと、ころころと変わっているように住民の側からは見えてしまう。この例で見ても、多目的運動場と別に陸上競技場。多目的という言葉がついたのは後ろに運動場がついて、多目的運動場。それから、陸上競技場は別物として考えられておる。だから、広場という概念はどういうことなんですか。整合性があるように、誰がどこから質問をしても一貫して筋が通るようにしなきゃいけない。

やはり思うのは、市長もそうですけれども、市長の思いはわかるんですよ。本当に合併のツケを負わされちゃって、えらい目に遭うと。解決しなきゃならんものも、下水の問題もある、生津の問題もある、気がついたら生津で26億5,000万使っちゃったんですよ、実際問題ね。日赤の誘致の問題から、非常に紆余曲折をする中で、巢南で実現しようと思っていた懸案の課題というもの、それを何としても実現したいという思いはわかるんです。問題は、その思いと、

思いを表現する言葉との間に、私は乖離があると思うんですよ。このずれ、つまりここのずれが住民とのずれになる可能性が非常にある。つまり、すきですね。そこの部分がすきになる。行政に対する住民の信頼ということが一番大事なことでありますから、そういう意味で一つ一つの手続、ステップを確実に踏んでいく、そして織物を織るようにとんとんと詰める。ぐちゃぐちゃぐちゃとやらずに、とんとんときちっとやっていくプロセス、作業というものが、この問題だけじゃなくて、全ての問題において大事な課題ではないかというふうに思うんですね。

一つの例ですけれども、国土交通省の都市計画運用指針では、公園、緑地等とともに広場というものに対する位置づけとか、どうなっているかということ、広場とは、主として歩行者等の休息、鑑賞、交流等の用に供することを目的とする公共空き地である。こういうふうに運用指針の中では述べられておりますから、その言葉を使うとき、例えばこれは運動公園でもそうですけれども、都市公園法ではないですよ。あとは、農村公園というのは法律に基づいた公園だと思いますけれども、そういうことでも、一つ一つ正確に情報を流していただかないと、繰り返しますけれども、住民の意識との間にずれが生じて、それがひび割れになってくる、不信につながってくるという危険性をはらんでいるということをぜひ考えておいていただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（星川睦枝君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） 西岡議員から、（仮称）大月運動公園に対しましていろんな御質問をいただいております。また、提言を初め、いろいろ西岡議員さん流のお話をいただいております。参考になることもたくさんあるわけですが、このことの運動公園におきましては、先ほど副市長、また企画部長のほうからもお答えさせていただいております。

これはあくまでも、もとをただせば、始まりは旧巢南の第3次総合計画、タウンセンター構想から来ておるところでございまして、それを合併のすり合わせ、協議の中で取り上げられて新市計画に入れられ、そして総合計画にも盛り込まれておるわけがございまして、そしてもう1つ申し上げておきますが、私が第1回目の市長選挙に出させていただきました。このことも頭にございまして、21項目めにスポーツ施設の整備を行います、これをはっきりとうたってございまして、私の頭の中には、生津、そして大月の関係も頭に入れてのマニフェストでございまして、それを入れておるわけがございまして、

生津の多目的広場、生津ふれあい広場として、そして最終的には24年度に整備をさせていただきます、生津スポーツ広場となりました。そんなところにおきまして、いよいよその施設の整備、これまでにそれぞれの体育協会を初め各種団体、いろんなところの意見を十分聞いてもらうようにということで、教育委員会にも指示をしまして、何回も何回も重ねていただいて、総合的な御要望をいただいた。それに基づきましての計画でございまして、そんな中からの計画でございまして、合併で2つの町が一緒になったわけがございまして、それぞれの町の前の

計画等々も補完しながら、公平性も保ちながら、いろいろこの整備を考えておるところでございまして、全く思いつきとか、私の独断で進めておるといふものでございませぬので、どうかその点は。

私の場合は各種団体、いろんな団体を初めとしまして、校区の、また自治会の活動、いろんな市民と触れ合うのも本当に1年間に多いわけでございます。いろんな人と触れ合って、いろんな話をするわけでございます。そういう中の要望等も、そういう中には出てくるわけでございます。そういうものも全てを勘案しまして、こういった今回、この（仮称）大月運動公園におきましては、文教厚生委員会にお示しし、この問題は文教厚生委員会だけではということにおきまして、全協におきまして何回も協議を重ねていただきまして、それを上げさせていただいておるといふところでございますので、その点を御理解いただきまして、ぜひともひとつ御協力を賜りますようお願い申し上げながら、私の答弁とさせていただきます。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） いずれにいたしましても、多目的広場という観点で県内外、9カ所ぐらいの陸上競技場及び多目的広場を見て回りました。見た範囲内では、多目的広場というのは、一般的には緑の広い大芝生広場、それに子供たちのアスレチックとかいふものが配置をされたところが現実には多かったというふうに思っております。そういうところから見てみると、確かにスポーツ広場的に、サッカー場とかテニス場とかを備えて多目的広場というふうに言っているところもあるのは事実であります。けれども、陸上競技場をメインとして、駐車場を入れるとほぼ8割なり9割というような多目的広場というのは、視察の中には見たことがまだない状況であります。ですから、その言葉の正確な使い分けについては、今後とも、一事が万事になってはいけませんので、厳密に使っていただきたいというふうに思います。それ以上は別の機会にしたいと思っております。

次に、松野藤四郎議員が先ほど質問をされておりましたけれども、執行部の答弁では、特区とPFIはセットで考えられているというふうなことがわかりました。それまではそれぞれ、特区の委託料と、それからPFIの可能性調査とがそれぞれ予算を組まれておりました、合わせて1,200万強という状況になっておりましたので、PFIについてちょっと質問しようと思ったわけであります。

これは、本当は1,200万の予算を計上する前に、自分たちで特区に既に認められたところ、あるいは申請を出しているところはどのような内容で申請をされて、それがどのような討論の経過でそうなったかとか、あるいはPFIで既に仕事をしたところがあるわけですから、そういうところはどうなっている、あるいは検討しているところがわかれば調査・分析をする、こういうことがやられてもいいのではないかというふうに思います。

いずれにいたしましても、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律によれば、建物の問題についても、結果的には民間任せになったりする可能性もある。それをどうチェックするのかなど、さらには一つの例ですけれども、2005年8月16日に宮城県沖の地震が発生をした。そのときに、仙台市にスポパーク松森というのがあって、これが屋内プールの天井が落下したという事故が起きました。これも施行はPFI事業として行われて、特に第1回の日本PFI大賞特別賞を受賞したと、そういうところだったわけですね。ところが実際、被災をされた市民の皆さんに対して、市としてはお見舞いに行くこともしなかった。それはなぜかという、結局、この法律の中にもありますけれども、公共施設等の運営権者として契約を結ぶ。その契約の中に何て書いていたかという、第一義的責任は事業者にある、こういうことが明確にうたい込まれておる。とすると結局、民間の業者というか運営権者が表に立つわけでありまして、市のほうとしては大義的に、法的根拠でもって表面に立つということは契約によってできないんだというふうな言い方でもって、市民へお見舞いに行くという行為をなされなかった。そのことによって市民から大変な批判を受けた。市民は、市のものじゃないかと。市のものなのに、何で市が来られんのやというふうに思って批判をされたということなんです。

ですから、そういう観点からすると、冒頭申し上げたように、まずみずから、この一千二百何万円を出す前に調査・分析をしていく、こういう努力が必要ではないかと、なかったかというふうに思うんですけれども、いかがでしょう。

○議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） この件に関しては、議会にもお諮りをしておりまして、全く市独自で進めたわけではございませんので、ある程度は御認識をいただいているというふうに思いますけれども、今回たまさか、PFIもしくはPPPの調査も補助金がもらえる制度がありますので上げたということで、これは実は市中銀行、大手銀行が開催した、2013年ですから、おとしのあれになりますけれども、説明会があった折に私行ってきました、全国的にいろんな事業として事例があるといったことで、PFIとかPPPの手法についてはちょっと学んできたところでございますが、これが先ほどもお話ししましたように、国が推進をしようとしているということで、国交省の補助メニューがあるということで、現に募集がなされて、もう既にやってみえる事例も多々あるみたいでございまして、最近では、三重県のほうだと思いますけれども、そういった一覧表もあるわけでございますけれども、一つ一つを紹介することは避けたいと思いますけれども、そういった事例もあるということで、その調査費も補助対象になるということをつかんでおります。

ですから、調査に関する経費の申請を実際しておるところでございまして、予算計上はしてございませんが、確定しましたら、それは補正で計上したいなというふうに思っておりますが、

それも可能性が高いよというような意見もいただいております、確定ではないですけども、そういったことを踏まえての作業でございます。

ですから、もちろん予算計上するに当たっては、行政内部でも調べてはおりますけれども、具体的な運営とか、先ほど来おっしゃられたように問題点もあるかと思えますね。そういったことについては、専門的な観点からアドバイスを受けながら調べなければならぬだろうという意識のもと、調査費を盛り込んだものでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

なお、特区については、その運営が可能であれば、特区申請もあわせて並行的にやっていきたいという思いでございます。ですから、どっちが先かというような話にもなってきますけれども、先ほど来からもお話がありますように、市の障害者計画もちょうど改定時期になっていますので、三位一体のような形で進められれば本当にいい内容だということで、根源的には、この発案者が障害を持つ家族会をベースにしているところですね。要は、瑞穂市に不足しているものを補ってほしいという意見がありまして、これはまさにまちづくり基本条例でもうたう協働の理念にも沿っているということで、市が進めようとしているということを前回の協議会とか、そういう場でもお話をしているところでございますが、それがベースにあつての事業でございますので、御理解をいただきたいと思えます。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 私が申し上げたのは、先ほどの安全面と、あるいは住民サービス等に対する問題点ですね。これがPFIなんかの場合には、既にあるところを総括してやらないとだめですよということを申し上げておるわけです。

もう1つは、総合センター内の福祉センターでのデイサービスとか、ホームヘルプ事業について、その撤退について私は反対しましたがけれども、要するにPFIの可能性調査に踏み込むと、その後、ますます公から民への通路を広げることになりはしないかということの危惧の念を抱いているわけですよ。

今まで堀市長になってから、学童保育の公設公営の問題とか、給食もセンターでやると、そういうことをやってきました。保育所の民営化もやらないと。私はこの路線が今の時代、本当に公的なセーフティーネットで支えていかないと、個人の努力だけで、自助努力だけでやれといってもとても無理な状況が社会的に広く存在をしておるということを考えたときに、公から民への流れを正義であるかのように今までずっとやってきましたけれども、これからその矛盾がいっぱい出てくるんですよ。さっき言った安全面とか住民サービスの、つまり手抜きの問題とかでいっぱい出てきます。高度経済成長のツケが出てきたのと同じように、ツケが出てきます。いいところばかり見て、そのほうがいいと。行政と一体となつてとか、言葉はきれいにつなげるんですけども、実際はそうはなかなかうまくいかないということを申し上げて、皆

さんお疲れですので、あと1点だけ最後に申し上げておきたいと思います。

これは青少年の健全育成という観点から、名古屋紡績跡地へのパチンコ店の進出についてお尋ねをしておきたいと思います。

ちょっとインターネットを見てみたんですけども、2013年のレジャー白書によりますと、これは一昨年ですね、パチンコ市場規模は19兆660億円、参加人口は1,100万人。2002年と2012年で比較すると、10年間でですね、10代の男性で14.8%から2%へ、20代男性では49.5%から18.1%へと大幅に下落をしている。20年前と比べると、27.6%の約3割大幅マイナスで、一時期、30兆円市場と言われるパチンコ業界も、2010年から3年連続で20兆円割れになっているというのが実態だということです。

それで、パチンコに1人が1年間で使うお金はどれぐらいだと思いますか。今、関係ないと言うけど、衆議院でも参議院でも予算委員会を見てください、予算委員会でもどういう議論をしているか、皆さんテレビでしっかり見ていると思う。これは青少年育成の観点から、今の問題は本当にお金をかけてやらなきゃいかん大事なことです。上がってなければ上げなきゃいけないことにもなるわけです。それはだから、作為であるか、不作為であるか、両方とも見なきゃいけない。作為の面だけ見るわけじゃなくてね。

そういう観点からすると、1人160万円使っておるというんですね。1人160万円使っておる。それでギャンブル依存症が200万人、これもWHOの立場からしても、完全に病気であるというふうに認定をされております。

そういう中で、パチンコというものが風営法の対象になっておるわけですけども、まず執行部はこのパチンコというものに対して、娯楽かレジャーか、それとも早い話がばくちか、これはどっちだというふうに考えておられるか、その基本認識についてまずお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） ちょっと誰が答えていいのかわかりませんので、私がかわって答えさせていただきますけれども、私自身は、かつてパチンコはやりました。けれども、たばこをやめた関係上、煙いということで今はやっておりません。基本的には、個人の小遣いの範疇でございまして、娯楽の範疇だという認識は持っております。確かにギャンブル性が問われてはおりますけれども、国の基準がございまして、出玉も一定の制限がある中で、娯楽性は担保されているという観点を持っておりますので、娯楽施設という認識を持っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 青少年の健全育成だけじゃなくて、問題は200万人もいるギャンブル依存症の患者ですよ。負けたら取り戻さなきゃいけないと思うと、サラ金に手を出す。そうする

と、サラ金の借金がどんどんふえてくる。その結果、奥さんとけんかして離婚をして、子供はそれを見て家庭崩壊になっちゃう。閉じこもりになっちゃうとかね。だから、ろくなことはないんですよ。

それで、インターネットである人が書いておるのを読んだんですけども、なるほどそうだなと思ったのは、こういうふうはこの人は書いております。パチンコが生み出しているものは、依存症で苦しむ患者の増大と家庭の崩壊、そして治安の悪化だけです。社会の不幸のみを生産するパチンコを、これまでどおりの営業を続けさせてよいものでしょうか。3月11日の大震災を機として、いま一度考えてみるべきだと思います。パチンコに興じる1,300万人の人々が投じる21兆円もお金をパチンコ以外で使ってもらえれば、この国の経済は瞬く間に活性化し、大震災からの復興を見事に遂げることができるのです。1年間にパチンコに使う160万円で新しい自動車を買ひ、電化製品やインテリアをそろえ、家族や友人たちと旅行や外食を楽しむことによって、そこに新たな市場が出現し、そこに産業が興り、雇用が創出されることになるでしょう。かつては韓国や台湾にもパチンコがありました。しかし、人間を怠惰にして人生を狂わせるという理由で全面的に禁止されました。パチンコによって狂わされたままの国、それが日本です。

○議長（星川睦枝君） 西岡一成議員に申し上げます。今は26年度の一般会計予算の質疑でございます。その辺のところを。

○3番（西岡一成君） こっちに作為的に字で書かれていることだけが予算案じゃないんですよ。青少年育成について、もしじゃあ私が修正案ね、ないやつを修正案を出す。ないんだから、それを出してはいけませんという話になるでしょう。だから、修正案を出すという行為を含めて、それをどういうふうにかと考えると、予算案として計上されてなくても、今の青少年の健全な育成という観点から予算案の内容について物を申していく。つまりはこれは青少年だけの問題じゃないから、だからニコチン依存症がたばこでありますけれども、ギャンブル依存症に対する教育ですよ。教育を子供たちのときからきちっとやっていくということなら、予算に計上してやらなきゃいけないんですよ。それをやってないという日本の現状についてどう考えるかという立場から、この問題を取り上げているということ、その意味をよくお考えになっていただきたいというふうに思います。

ですから、そういう意味からすると、いろんなところで、これは法律で任せてやればいいのかという主張もありますけど、調べていただければわかるとおり、いろんな条例をつくっています、いろんな自治体でね。条例をつくってやっております。その条例も複数の、例えば狭山市パチンコ遊戯場等及びゲームセンターの建築の規制に関する条例とか、静岡市大規模集客施設制限地区建築条例とか、あと宝塚市パチンコ店等及びラブホテルの建築の規制に関する条例とか、そういうつまり研究ですよ、研究。

法があっても自分たちの条例の中で工夫をして、ギャンブル依存症で家族崩壊をさせないような地域づくりをしていくために、自治体としてどういう条例をつくることができるのか、その可能性はあるのかなのか、あるとすればどうすればいいのかということについて頭を置いて考えていただきたい。何かもう関係ない、法律でやることやで私は考えないという全然違う場所から、いっぱい今この瑞穂市の中にもそういう人たちはいるわけですよ。だから、そのことを考えたときに、そういう立場ではなくて、もっと住民の側に寄り添う立場から条例等について研究をするということがあってもいいのではないかというふうに私は思いますけれども、いかがですか。それだけ聞いて、もう終わります。

○議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） 今、議員さんからいろいろ市を挙げていただいて条例の御紹介もいただきましたので、一応調査をさせていただきます。ただ、瑞穂市がつくるかつくらないかは別問題としまして、行政として他の自治体がつくっておるということを真摯に受けとめまして、一度研究させていただきますということで、御了解いただきたいと思います。

○議長（星川睦枝君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 議席番号2番、改革のくまがいさちこです。

私は、土地購入の話を総括的に質問させていただきます。

具体的なことから申し上げますと、予算概要の38ページに下穂積公園の公園用地として1億円の予算が出ておりますが、これはどのようにして予算化されたのか、26年度に、どういう経過があったのでしょうか、まずそれを確認させていただきます。

以下、自席でお願いします。

○議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） くまがい議員の38ページの概要のほうの公園用地の購入費、下穂積公園の、どのような経過で今年度上げられたかということなんですが、平成20年のときの公園整備計画等で上げられた最後のものございまして、この都市公園、街区公園に該当する公園は地元からの要望でということで、その時期に上げられたもので、一番その当時、昨年におきましては祖父江、それから別府の井場の公園を買いまして、優先順位の一番最後の公園を購入する計画に基づいたものでございます。

それから、その購入費の立て方なんですが、路線価の金額を予算ベースで上げております。購入のときには鑑定評価をとって購入という形になりますので、よろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 地元の要望であるということですが、穂積区、狭い範囲でいうと21号線南、朝日大学の東に限定しますが、長く公園がなかったのも、非常に地元の要望は強かったものであります。その要望に従いましてお骨折りいただきまして、要望も出ておりましたので、野口公園の土地を購入していただきました。あそこは2反だそうですが、あと1反買うという話があったけど消えたかに聞いておりましたが、2反ということだそうです。買って、今造成中ですね。ことし、いよいよ公園のようになってくると。近くには野口公園をつくろうという計画があります。それから、下穂積公園のすぐ近くには、小さい公園ですね、あそこは土地が寄附というか、市の土地ではない形で、つまり購入しない公園でしたけれど、公園をつくったのは市がお金を出しております。狭い範囲に3つできることになるわけですね。下穂積公園は3反だそうですが。

地元から要請があったら、そのように公園用地代、それからつくるお金ですね、そういうのはどんどん上げるということですかね。

○議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 一応、その当時の計画では、先ほども申しましたとおり、最後でということになっております。今後は、公園計画で、緑地も含めてなんですが1人頭8平米ということになっておりますので、そこら辺はまた皆様方にお諮りしながら計画のほうは図っていくものと考えておりますので、お願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 今後はということですが、きょうの皆さん御活発に総括質疑をなさった中でも、牛牧小の駐車場の問題とか、土地の購入のことですね、資料も出てまいりました。ほかに、これは予算じゃないですけど、生津小のすぐ東の駐車場も、どういう経緯で買ったのかも私は委員会でお聞きしました。そして、最大は大月の土地を、補正で出てまいりまして、3,400万ですか、今までに1億7,000万ぐらい使っているんでしょうか。大月の土地なども、監査で返すことも含めて考えよというふうに意見をもらった、その後に買うと。買うについては、目的がなきゃいけませんから、急に陸上競技場をメインとした運動公園というのが浮上しましたが、この牛牧の、これは小学校のことですが、今私が言ったのは駐車場のことですが、土地を買うことについて、今出てきた資料を読んでも、政治家の思惑どおり進んでいるんじゃないかみたいな意見を言った人がいますね。紙で見たのは初めてですが、私もそういう不信感を非常に買って、12月の一般質問でしました。

ということで、まとめて政治家の方に、この前にいらっしゃる政治家はお1人ですけれども、お聞きしたいんですね。行政の問題というよりは。と申しますのは、大月に関しても、大月の運動公園の予算が8億から9億、建設費がですよ、5億と言ったり、10億と言ったり、8億と

言ったりいろいろでしたけれど、最初に出てきたときに財政課に行って、どういう計画が出ていますかと言ったら、出ていませんと、ちょっと困ったような顔をして言いました。

つまり、政治家の立場のお人が、あそこを買おうと、買ってってくれと。プラス地元の有力者というか、地元の要望といっても、有力者がいるところは上げやすいですね。うまく自治会で有力者がいなかったり買い上げをまとめられなかったところは、公園、地元の要望というんですから、要望がないところは上げにくいわけです。そういうことで、瑞穂市全体としては、公平性、公正性、そして計画性のない駐車場、公園の土地の買い方になっているのではないかと。まとめて言いますと、土地の買い方が非常に政治的な動きで買われているんじゃないかということをお聞きしたいと思います。

行政の方ではなく、政治家の方にお聞きしたいと思います。そういうことはありますか、ありませんか。この中にもありますね。政治家でも動いて決まっているんじゃないかと。不信感がつまりあるわけですよ。

以上です。お答えください。

○議長（星川睦枝君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） 執行部の中で政治家とおっしゃいました。まさに私は政治家でございますので、政策に基づいてしております。

余りにもやらなくてはいけないことが多過ぎる。本来でありましたら、公園なんかも整備されておらないかんですね。今ごろやっておること自体が、私に言わせたらナンセンスですけども、防災に強いまちづくり等々も考えますと、整備せざるを得ないというところでございます。

この公園なんかにおきましては、公園緑地計画に基づいておりますが、実は瑞穂市は河川がたくさんございまして、河川公園はたくさんよその市町に比べたらあるんですよ。けれどもこれは、雨が降って水が乗れば使えませんし、それではだめでありますので、やはり内地に、堤外じゃなくて堤内の中に公園を、これも計画に基づいて、これも大体計画どおりそれぞれ上げましたあれはほとんどこれで、下穂積公園で終わりでございます。公園の整備は一段落ではないかと思っておるところでございます。

そして学校も、はっきり申し上げまして、今学校のあれで用地を買っておる市町村はないわけです。まず統合をしておるところがほとんどでございまして、さらに拡張をしなければならない。ごらんのように合併をして、合併の10周年記念のときには5万2,000人になっておりましたが、もうすぐ5万3,000人で、約6,000人近く増加をしておりまして、児童・生徒がふえておるという中で、やむを得ないというところで、本来でしたら本当の話が、幼稚園なんかほとんど要らない、公共施設ね、学校の関係で。生津のほうでもどんどん、あちらでもまだまだふえるところございまして、そういう関係、駐車場の関係もあつての話でございまして、そう

いったあれもこれで一巡して、大体整備ができるのではないか、このように思っておるところでございます。

これ以上は、私もはっきり申し上げて、今この頭にありますのは、これで大体のところは整備ができるのではないかと思っておるところでございます。ただ、1つだけ、牛牧の第一の保育所の建てかえを考えますと、先ほど広瀬議員の御質問の中にありました駐車場にしておりますところを、保育所を使いながら建てかえをしなくては、仮設園舎を建てなくてははいけませんので、無駄な金を使う必要はございません。ですから、その仮設園舎分で土地は買いますので、その計画の分は私は要ると思っておりますが、その程度ぐらいで大体終わるのではないかと思っております。

無駄なあれを買うつもりは私は思っておりません。必要最小限のそれだけは取得したいと思っておるところでございますので、よろしくお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 公園が整備されているかされていないかということはお聞きしておりません。土地の買い方がおかしいのではないかと、政治的に過ぎるのではないかと、こういうことを申し上げたんです。そのお答えは余りなかったということですが、土地の買い方が先走り過ぎちゃうと、その上に立つ公園整備が本当に不備なんです、全体が。土地はあっても、生津もそうでした。今、大月が問題になっていますが、土地を買うことが目的であって、その上を整備して市民の皆さんに本当に楽しんでいただくと、家族で、子供からお年寄りまで、そういう公園は数えるほどしかない瑞穂市の現状です。これで公園整備はほぼできるという話ではありません。

ということで、例を2つだけ出しておきます。会派の勉強会でも申し上げましたが、牛牧の南部コミセンのところの公園については、アジサイがいっぱい植わっているところですね、コミセンの東側の、地元からも大変苦情が出ております。遊ぶにも遊べないし、一体あれは何なんですかと。あんなところはああいうふうに放っておいて、よそに10億使うんですかと、あそこの地域へ行くと言われます。それから、三興紡の跡地、オークラホームヒルズ瑞穂と言うんでしょうか、あそこの真ん中に、一体こってどういうところという、私から聞いたような異様な空き地があります。地元の方に余りおかしかったんで聞いたら、ここは公園なんですと。でも、いじっちゃいけないと言われて整備できないんですと。がらがらなんです。そのまま、何もないんです。ブランコ一つなくて、さわるにさわれないと言われました。

2つ今例を出しましたが、買い方について非常に疑問があると。政治的に過ぎない土地の買い方をきちんと市として、これは行政としてはです。政治家たちのいろいろな思惑に余り動かされ過ぎないで、きちんと公平・公正、計画的にやっていただきたいということと、それから

買ったからにはきちんと地元の方が使えるように整備をしていただきたいと。そういう観点から総括的に土地の買い方のことを申し上げました。

以上で終わります。

○議長（星川睦枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午後は2時からということで、お願いいたします。

休憩 午後0時31分

再開 午後2時02分

○議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 日程第14 議案第25号について（質疑）

○議長（星川睦枝君） 日程第14、議案第25号平成26年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第15 議案第26号について（質疑）

○議長（星川睦枝君） 日程第15、議案第26号平成26年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第16 議案第27号について（質疑）

○議長（星川睦枝君） 日程第16、議案第27号平成26年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算を議

題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第17 議案第28号について（質疑）

○議長（星川睦枝君） 日程第17、議案第28号平成26年度瑞穂市下水道事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第18 議案第29号について（質疑）

○議長（星川睦枝君） 日程第18、議案第29号平成26年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第19 議案第30号について（質疑）

○議長（星川睦枝君） 日程第19、議案第30号平成26年度瑞穂市水道事業会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

日程第20 議案第31号について（質疑）

○議長（星川睦枝君） 日程第20、議案第31号市道路線の認定及び廃止についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 議席番号4番 庄田昭人です。

議案第31号市道路線の認定及び廃止について、質疑させていただきます。

私は産業建設委員会委員長として、この市道路線の認定について確認をさせていただきます。

路線名9-1265号線と、瑞穂市十七条字上街道町341番であります。ここは提案理由の宅地開発に伴う管理引き継ぎによる市道の認定であり、資料31-1では、9-1265と9-1264の宅地開発にかかわる認定路線です。

そこでお伺いをいたしますが、路線名9-1265号線は通り抜けない道路ではないのでしょうか、道路認定できないのではないのでしょうかをお伺いさせていただきます。

○議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 庄田議員の御質問は、資料の31-1の3枚目の9-1265線のことですね。

ごらんのように家のところで、6メートル道路としての突き当たりの道路でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） それでは、瑞穂市道編入基準第2条3、通り抜け道路であること、袋路状道路については原則市は管理しない、ただし開発基準に満たず転回広場を設ける場合は、この限りではないとなっている基準を満たしていないのではないのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 今この要綱のことだと思いますが、要綱の改正を出して、ちょっと日付が、手元に今資料を持っておりませんのでありませんが、要綱の改正を行っていると思っておりますので、よろしくお願いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 要綱については、改正されたということでよろしいでしょうか。

○議長（星川睦枝君） 弘岡部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） そのとおりでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） では、堀市長にお伺いしますが、旧の要綱と今回の改正された新しいものについての変更にあたっては、堀市長は直接かかわっておられるのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（星川睦枝君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） ただいま道路認定で御質問でございますが、市内いろんな宅地開発がされております。ほとんどが行きどまり道路といえますか、区画整理ができておりませんので、ほとんどが行きどまりでございます。そういう中におきまして、この地域、そういったところがたくさんあるわけでございますが、道路の幅員が狭い場合は認めることができません。ところが、6メートルの道路でございまして、6メートル道路でございましたら認めざるを得んといえますか、そういうところから、6メートル道路でしたら、5メートルとか4メートルでは認められませんが、6メートル道路でございまして認定をするというふうに要綱改正したところでございますので、よろしく願いをして、答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） では、新しい基準が、変更になった基準ですが、この9-1265線との関係はあったのか、お伺いをいたします。

○議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 直接にはないと考えておりますが、突き当たり道路のところ、水路敷等々の突き当たりのものもございまして、道路の突き当たりというのが、開発的な道路は6メートルということで考えておまして、そのために変えたものと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） では、今回の9-1265号線は、都市計画区域外であるので、要綱を変えて基準を変更させたということでしょうか。

○議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） このエリアは、都市計画区域のエリアではございません。この土地の開発の行為のときには、前もって瑞穂市の事前協議の要綱がございまして、そういうような形で6メートルというのは全域にわたるものでございますので、市街化区域だけとか、そういうものではございません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 旧要綱であれば、第6条、上記に規定された要件を満たしていない場合は、道路交通上または市長が必要と認めるものについては編入できるということでありながらも、幅が6メートルあれば引き受けると、変更をさせたということではないでしょうか。今回の認定、新しく認定したものは、幅員6メートルであるので、今回の9-1265号線については寄附採納を受けるといことの変更ではないでしょうか。

○議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） そのようなことではございません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） しかし、用途地域の無指定地域で開発される新設道路の寄附採納についてということで協議は行っているのではないのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 先ほども申し上げましたとおり、瑞穂市の開発に伴う事前協議の申請がございます。そのときに6メートルであれば、市のほうへ寄附いただければ道路としていただくというものでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 先ほども言われましたが、今回は市街化区域ということと無指定地域によって、今回は無指定地域なので要綱のほうを基準とするのではないのでしょうか。

○議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 事前協議に関しましては、エリアではございませんので、全域に伴うものでございます。事前協議の開発に関しましては、それは市の要綱で、その図面を出してくださいというものです。今、議員が言われているのは、寄附行為のほうの関係にもかかわってくるわけなんです、寄附行為の中では6メートルの道路であれば寄附をいただくというものでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） ですが、その寄附行為としましては、旧の要綱では、それは受け入れられないということではないのでしょうか。

○議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 旧の要綱は、先ほど言われたとおり、行きどまりというふうに書いてあるということですので、ただ行きどまりの中でも、先ほど言った水路でとまる場合の

ときの行きどまりというような形のはいただいておりますので、そういうようなこともございまして、要綱のほうの改正ですね、行きどまりというのが矛盾があるということで、要綱のほうは改正させていただいたものでございます。よろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） では、旧の要綱では基準を満たしていないので、今回の9-1265号線のために要綱を変えたということでよろしいのでしょうか。

○議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） そんなことはございません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 矛盾がないのでしょうか。9-1265号は行きどまり、それは旧の要綱では受け入れられないということであるので、今回、受け入れられるようにするために新しい要綱をつくったと解釈するのが本当じゃないのでしょうか。

○議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） そんなようなことはないと考えておりますが。全体として見ての寄附行為のあり方のところの要綱ですね。この中では、旧の穂積のほうでは、背割り水路とか、そういうところの後退ラインのことも中には入っておるわけなんですけど、今度の要綱のときには、まだそこまでの検討はしておりませんので、いろいろ道路をいただくのに、旧の穂積と巢南とのちょっと見解のこともございまして、見直し等をしたものでございますので、ここが出てきたからというものではないと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） では、この9-1265号線との関係、その寄附採納にかかわる変更については、用途地域の無指定地域で開発された新設道路の寄附採納についてということは、協議は行っていないのでしょうか。

○議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） この認定の資料のほうでも、みんな見ていただくとわかるように、先ほども言っておるように、水路のところで行きどまり等のももみんな含めて道路認定のほうとしていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） では、9-1265号の行きどまりの部分は、水路があるということによろ

しいんでしょうか。

○議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 9-1265号のところでは、水路ではございません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） そうしたら、水路でなければ行きどまりだということで、これはとれなものではないでしょうか。

○議長（星川睦枝君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） いろいろ御質問いただいておりますが、この要綱変更におきましては、県のそういった関係のあれを調査しまして、そこで、これならこういうふうで要綱を改正してもいいと、県のいろいろ調査もさせていただきまして決定をさせていただいた。市独自ではございません。県のそういう指導の関係も調査をさせていただきまして要綱改正をさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 県は県であります、要綱改正前、いつになったのか。今回の議案に提出するためということで、開発にかかわり、この開発は道路認定にかかわり申請者からいつ申請があり、協議されたのか。そうすると、今回の新しい認定との矛盾があるんじゃないでしょうか。今回、道路認定をする前に、そうすることしになってからじゃないでしょうか。実際は2月7日に告示されたものではないでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 今言われた2月7日というのは、ちょっと私、記憶をしておりますが、これに関しての検討は昨年からやっていると思っておりますので、よろしく願いいたします。準備のほうは昨年から、いつの時期かちょっと見てみないとわかりませんが、昨年行って、認定のほうがかことしに入ってからということでございますので。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 先ほどからのことをまとめさせていただくと、9-1265号線の認定と、今回の道路認定、変更は、関係ないということでしょうか。

○議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 先ほども言うように、行きどまりとしての考え方を、水路に当たるところでも行きどまりということで、ほかのほうの道路図面を見ていただいてもわかるように矛盾がございまして、その要綱の改正のために行ったというものでございます。

で、その中にこの9-1265も入っているというふうに御理解していただければいいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） ということは改正前に、この9-1265号線はよいということで認定を進めたということですね。

行きどまりということは、水路に当たる部分は私は確認をしております。しかし、その行きどまりが私地、将来に当たってもその道が開ける道路ではないので、それは引き受けられないという理由であって、その認定は無理だということの解釈で今回は、旧の要綱についての行きどまりは受け入れられない、水路がある場合はオーケーということは私も確認をしておりますが、その行きどまりの先は私有地、私地なので、今回は受け入れられない、今回の分譲地の中に市道を入れることは無理だというのが旧の要綱ではないでしょうか。

○議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） そこも、そういう行きどまりという概念のところで見直しをしなければならぬということ、昨年から行ったものでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） では、この9-1265号線と今回の見直しは、やはり1つであるということですね。

○議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 行きどまりに関してのことに関しては、そのとおりでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） ということは、9-1265号線と今回の道路編入にわたった新しいものに関しては、この9-1265号を、寄附採納を受けるための変更であるということが確認がとれました。

用途地域の無指定地域で開発される新設道路の寄附採納について、協議は行ったことはありますか、お伺いをいたします。

○議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 先ほども申しているとおり、瑞穂市の開発に伴う事前協議の要綱というのに載っております、このエリアでは、先ほどから言っておるように、開発行為が行われる場合は、申請的に出すものは、1万平米以上の開発が開発行為として出されるもので

ございまして、全域にわたっては、その用途とか、市街化区域、市街化調整区域、それから今の無指定区域のところでは、この市の事前協議の要綱で、そのような協議はしております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） その1,000平米以上というものは、市街化区域内における開発、32条協議というものであり、今回のものとは関係ないのではないのでしょうか。開発行為に係る市街化区域外の6メートル道路幅が必要であり、事前協議がある場合は、袋路道路でも許可が出るということですが、今回の案件とは本来違うように、無指定地域であるということのほうが優先され、要綱が必要な物件ではないのでしょうか。

○議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 今言われるのは、都市計画法の29条に伴いましての32条申請の件は、市街化では1,000平米で出されないかんというような形のものでございますが、土地の開発に関しては、市としての要綱をもって、開発されるときには事前協議を出してくださいという要綱のもので協議をして、寄附採納の6メートル、いろいろの開発、市街化の例でいきますと1,000平米以下のときには開発の許可は要りませんので、位置指定道路とか、そういうものは道路認定はいたしません。なぜかという、4メートルであったり、旗ざおであったり、そのような土地のものは道路としてはいたしませんので、そのための開発の事前協議の要綱だと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） では、この9-1265号線と、先ほども何度も言うておりますが用途地域の無指定地域で開発される新設道路の寄附採納についての協議を行った資料というものはございますでしょうか。

○議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 開発課のほうに申請書は出ていると思います。その事前協議です、事前協議の開発の道路形態とかそういうのは、申請書は出ていると思いますので。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 資料を配付したいと思いますが、議長、よろしく願いします。御確認をお願いします。

○議長（星川睦枝君） ただいま庄田昭人君から提出されました件につきましては、許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 今配付させていただいたものは、公文書で間違いはありませんね。

○議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） そうですね。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） この公文書によると、用途地域の無指定地域で開発される新設道路の寄附採納について。標記の件について、6月18日付決裁の文書にて意見をつけて申請者に回答いたしましたところ、平成18年作成の瑞穂市道路編入基準を検討することとなりとある。

まずここまでの流れは、6月18日決裁の文書に意見をつけて申請者に回答した。申請者は有限会社サーンホーム。その回答には、基準にはない道路であると回答したのではないのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 先ほども言ったように、時期的なものは、この時期からやっていたというふうに私は思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） この時期から、平成25年7月25日の文章であります。そうすると、6月18日には、この文章は決裁に回っていた。その文章に意見をつけ、申請者に回答したということは、申請は以前からもっとあった。

しかし、次の文章、すぐに瑞穂市道編入基準を検討することとなり、6月18日から7月2日、2週間にて、瑞穂市道編入及び帰属認定について、市長出席のもと、都市開発課・都市管理課で協議を行い、開発基準を満たしている道路——先ほど言われた幅員6メートル以上、道路終点が筆界まで達している等——については、寄附採納を受けるということになりました。

ということは、市長の指示により開発課と管理課を招集し、協議をしたということではないのでしょうか。どうして検討することになり、さらに寄附採納を受け付けることとなったのか。これは明らかに便宜供与ではないのか、堀市長にお尋ねをいたします。

○議長（星川睦枝君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） 今いろいろ御質問をいただいておりますが、基準、要綱、いろいろあるわけでございますけれども、ただすべきはたださなくてはいけない。過去、旧巢南のほうにおきましても、6メートル道路でできた市街化区域以外のところにおきましても、優良宅地の認定も認めておるわけでございます。現在、市街化におきましても、行きどまって水路がある。あと水路は1メートル80しかございませんので、向こうが開発されておらな、開発されたって

水路だけ絶対に道路になるわけではありません。そんなところは全部行きどまり、そういう道路がたくさん。それと何ら変わりませんので、そういう中におきまして、この要綱についても、県の基準はどういうふうを考えておるか、県はどういう考えかというところで、そういった図面もきちんとしたものがございます。そういうものを見て決断をさせていただいたと。一方的に市のあれでやったわけではございません。県のそういった動向も踏まえてさせていただいておる。そのことを御理解いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 動向は動向でありましようが、要綱は要綱でしっかりとしたものを守らなければならないと思います。

さらに続きましては、このような案件に対応できるよう協議した内容により瑞穂市道路認定要綱を作成し、統一した基準で道路帰属事務を行っていくこととなりました。今言われたような案件かと思います。

しかし、無指定地域で同じような道路を認定したら、市道認定がふえ、大変になることではないでしょうか。そのためにしっかりとした要綱があったのではないのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（星川睦枝君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） この要綱ができたのは、土地の開発に伴いまして、基準を4メートル、6メートルの開発に合わせた基準で、市全体に設けてあるものでございます。その中で矛盾が旧の場合もあり、それからその統合もされてなかったということもありまして、一つずつ変えていくという形で、ベースは6メートル、幅は6メートル、開発の6メートル以上というのを、まず道路をいただく幅員は6メートル以上というのをベースに置かせていただいたものでございます。その6メートルというのは、先ほど議員が言われたように、都市計画法の29条、それから32条等にかかわっての数字でございますので、御理解のほうよろしくお願いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 無指定地域と開発地域は、分けて考えるべきではないか。

続けさせていただきますが、このたびの申請においては、7月19日付で道路計画変更案を提出され、その道路が開発基準を満たしているものとみなし、要綱作成前ではありますが、寄附採納を受けるよう進めてよろしいか。

この一連の流れは、有限会社サーンホームと堀市長の関係がどうであったのか。堀市長、申請者サーンホームは御存じでしょうね。その辺を堀市長にお尋ねいたしますが、堀市長とサー

ンホームとの関係はいかがかお答えください。

○議長（星川睦枝君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） サーンホームは、私の次男がやっておる会社でございまして、別に次男がやっておるからということで、そういうわけでしたわけでございます。矛盾がありますので、瑞穂市の要綱、今のあれに沿ったあれでさせていただきます。6メートル、これを5メートルの道路で認めよとか、そういうあれでありましたらあれですが、新設道路は6メートル、これなら道路認定はするということでございますので、今、市街化でも、まだこれからもどれだけ出てくるかわかりません。全部行きどまりです、はっきり申し上げて。道路を拡張することはできません。1メートル80の水路でございます。それと何ら変わりませんから、要綱は幾らでも変更できます。時代に即して合わせてしたものでございまして、私の関係、息子がやっておるどうか、そういう意味ではございません。今後のためもありまして、要綱は整理させていただいておるところでございまして、そのためにというだけでございまして、今後それですと行くわけでございます。そういった要綱というのは、いつまでも不変でございませぬ。そこら辺のところも御理解いただきまして、そここのところは十分協議をして、また県の意向等も踏まえましてやるものです。何といたしても、県のほうはどうなっておるのかということから、そういう6メートルでしてあるところは認めるべきだと。そういうところがあったものですから、要綱の変更をさせていただいた。こういうところでございますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） しかし、今、次男の会社と言われました。その関係性をもって言えば、要綱を変更して、実質的な経営者ではあるのではないのでしょうか。その道路認定をさせようとした利益供与ではないかという疑念は確実に持たされます。堀工務店のホームページに、この開発地の広告が掲載されております。

この開発に至っての昨日とったホームページでございます。昨日とったホームページにも、堀工務店とあり、その土地開発にかかわり、瑞穂市十七条字上街道341-11、5区画、そここのところを見ても、既に公道6メートルとうたっております。このホームページの開発地の広告が掲載されているが、既に9-1265号線が公道と表記されていること、瑞穂市のホームページ、市長の部屋、市長のプロフィールにも、職歴に、昭和52年から平成元年、堀工務店代表取締役と出ております。実質的な経営者ではないか。それは瑞穂市倫理条例にも抵触するのではないのでしょうか。

市長は倫理条例にかかわり、瑞穂市政治倫理条例第2条に「市民は、主権者としてみずからも市政を担い、公共の利益を実現する自覚を持ち、市長等及び議員に対して、その権限または

地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない」。3条の4「市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限またはその地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと」。2番にもあります。少し抜きますが、「みずから潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない」とある政治倫理条例の部分、市長であり、息子さんの会社に有益な取引をしたのではないのでしょうか。これは言い逃れのできない便宜供与である事実ではないのでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（星川睦枝君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） 私におきましては、本当に思わんことでございます。私は過去、町長とか務めさせていただいて、市の発注の事業とか、そういう関連、全く元請、下請、その孫請、そういったことをやったこともございませぬし、全くそういうことをするような、利益供与するようなあれでしたら、私はこんなことはやりませぬ、はっきり申し上げまして。

今回のこの問題なんかも、全くそんな利益供与ではない。道路、きちっとした6メートルの道路を認める、最低限6メートルの新しく開発するとか、それに基づいてされておるあれでございまして、そうしてから行きどまり、これも県でも認めておる範囲のこととございまして、私がそういうところにもないことを独自で、市独自でやったというか、県にもそういうあれがあるから調べてみなさい、そういうこともして、きちっとしてしておることとございまして、全く利益供与とか、そんなあれは全く、誰がされましても、これははっきり見て、こういう形で、どこの業者がやられましても当然認める。まだ優良宅地の認定、こういった6メートル道路としてきちっとやっておられるわけですから、優良宅地の認定、それは免税が受けられるんですね。そういう方法もあったわけとございまして、5メートルを認めよと、これでしたらまさに利益供与になりますが、6メートルの道路できちっと整備される。それをまるきり利益供与、それだったら立つ瀬が私としましてない。

県のあれも調べまして、そういうことも十分検討を加えて要綱の改正もさせていただいておるところとございまして。ましてや今言いました市街化のあれでも、全部ははっきり区画整理ができておりませぬので、どうやりますと5メートルの道路でも道路認定をしておるんですね。水路というものは1.8しかありません。絶対に道路になるはずのない行きどまり道路です。それでも、5メートルの道路でも現在認めておるんですね。これは6メートルでございましてから、全くそれには反しない。私、利益供与なんていうのは、本当に私にしたらまさに心外でございます。そのことだけ申し上げまして、県のそういう指導のあれも調査してのこととございまして、御理解をいただきますようよろしく願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 心外と言われましたが、先ほどもきちっと調べていただきと言われまし

たので、このことについてはしっかりと議会として調査をさせていただきたい、そのように考えさせていただきます。

私としては、疑惑がある以上はしっかりとした追求をしていかなければならない、そのように思っている案件であります。以上のことから、百条委員会の設置を求めたいと思います。

議長、休憩をよろしく申し上げます。

○議長（星川睦枝君） ただいま休憩の動議が出ました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時52分

再開 午後 4 時18分

○議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 先ほど庄田議員の質問に対する私の答弁の中で、私、手元のほうにちょっと資料のほうを持っておりませんでしたので、まず2月7日の寄附に係る取扱要綱の件なんです、2月7日に瑞穂市民有地道路の寄附に係る取扱要綱というのを告示しました。その前までは、今、庄田議員が持ってみえた、言われているものは内規のものでございますので、その点をよろしく願いいたします。

それから、瑞穂市の開発事業の適正化に関する指導要綱というのが全域のものでございますので、よろしく願いいたします。

その点、訂正させていただきます。

○議長（星川睦枝君） 本日の会議は、議事の都合によってあらかじめ延長します。

議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午後 4 時21分

再開 午後 5 時05分

○議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま庄田昭人君ほか2名から、発議第1号市道路線の認定、十七条字上街道町地内に関する調査決議が提出されました。

お諮りします。発議第1号市道路線の認定、十七条字上街道町地内に関する調査決議を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることについて採決します。

この採決は起立によって行います。

本議案を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星川睦枝君） 起立多数です。したがって、この決議を日程に追加し、追加日程第1とし、議題とすることは可決されました。

---

追加日程第1 発議第1号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（星川睦枝君） 追加日程第1、発議第1号市道路線の認定、十七条字上街道町地内に関する調査決議を議題とします。

提出者の説明を求めます。

4番 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 議席番号4番 庄田昭人。

市道路線の認定、十七条字上街道町地内に関する調査決議。

地方自治法第100条第1項の規定により、次のとおり路線番号9-1265号線の市道認定、十七条字上街道町地内にかかわる調査を行うものとする。

1つ、調査事項。1. 路線番号9-1265号線の市道認定に関する事項。

2つ、特別委員会の設置。本調査は、地方自治法第109条及び委員会条例第6条の規定により、委員10人で設置する市道路線の認定、十七条字上街道町地内に関する調査特別委員会を設置し、これに付託をして行う。

3. 調査権限。本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項（及び同法第98条第1項）の権限を市道路線の認定、十七条字上街道町地内に関する調査特別委員会に委任する。

4. 調査期限。路線番号9-1265号線の市道認定、十七条字上街道町地内に関する調査特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで、閉会中もなお調査を行うことができる。

5. 調査経費。本調査に要する経費は、40万円以内とする。

理由。路線番号9-1265号線の市道認定、十七条字上街道町地内に関する実態を調査究明するため。

提出者、瑞穂市議会議員 庄田昭人、賛成者、瑞穂市議会議員 小川勝範、賛成者、瑞穂市議会議員 広瀬時男。

発議第1号、瑞穂市議会議長 星川睦枝様に提出をさせていただきます。

以上、提出議案とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（星川睦枝君） これで提出者の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 改革の西岡一成であります。

今、提案をされました路線番号9-1265号線の市道認定にかかわる百条委員会の設置についてでありますけれども、率直に申し上げまして、先ほど本会議で庄田議員から問題点の指摘等がありました。一定程度理解はさせていただきました。それはそうなんですけれども、その後も6枚ほどの資料をいただきまして、まだここに入る直前まで何回も何回も読みました。けどまだまだわからない、理解ができない部分もあります。だから私は、全協の中でも申し上げましたけれども、きょう議場で問題点を指摘して、きょうここで百条委員会を議決するというのは、余りにも性急過ぎる。もっときちんと、百条委員会という重大な組織でありますので、きょういただいた資料も十分熟読をした上、日を改めて提案するならするという時間は十分あったのではないかとこのように思います。なぜきょうでなければならぬのか、そのことについてまず1点、お伺いをいたします。

○議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 西岡議員の質問に答えさせていただきます。

なぜきょうでなければならぬのか。きょう、このような疑惑を發表させていただきました。そのことにより、政治倫理条例により、市長及び議員は、前項の政治倫理基準に反する事実がある、疑惑が持たれたときは、みずから潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならないとある。その部分について疑惑があった。そのことをしっかりと今審議しなければならない。早急に究明しなければならない。そのように感じさせていただきました。この道路認定について早急な対応をしなければならないという判断において、本日とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 私も今まで百条委員会を議員在籍中、2度ほど経験をいたしております。さらには告発、あるいは告訴等々も結構の数やっております。そのときは相手があるわけですから、極めて慎重に適正な手続を進めていくことが非常に大事であるなあというふうに感じております。

例えば、先ほどもらった資料の中でも、用途地域の無指定地域で開発される新設道路の寄附採納について。この「伺い」のほうを見ても、平成18年作成の瑞穂市道編入基準。ここに添付されているのは、日にちを見ますと平成17年度作成ですよね。ですから、じゃあこれ17年があって、また18年につくったやつがあるのかなあということも思ってみたりするわけです。

それから、この中に書いてある瑞穂市道路認定要綱、この編入基準に変わって瑞穂市道路認定要綱に変わったのかなあ。それはこれにまだ添付をされていないわけですから、そういうものも見てみたいなあ。家に帰ってじっくりと吟味をしてみたいというふうに思うんですね。

ところが、今その資料が手がない。

だから、百条委員会をつくる場合においては、新生クラブの会派のみならず、我々改革、それから清流クラブ、民主党、ひとり会派等々が十分その資料を熟読した上で理解をして、提案されて疑惑があるというふうに感じたならば、その議案に賛成をするという経過でいくだろうと思うわけですから、もとへ戻りますけど、何できょうこの場で、議論がまだ、中身が十分理解できてない中で提案をされるのか、どうしても性急に過ぎるというふうに思わざるを得ないわけですが、もう一回、何できょうでなければいけないんですか。

〔「疑惑があるで……」の声あり〕

○3番（西岡一成君） 問題点があるでというのは、一定程度わかったと言ったよね。一定程度わかった。けれども、さらに百条委員会をつくるには、慎重に全協でも議論をして、各議員が説明を庄田議員からももっと受けて、それからしかる後に採決をするということのほうが議会のためには大事ではないかと。焦らなくても、証拠が逃げていくわけでもないと思うんですけど、いかがですか。

○議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 西岡議員の質問に答えさせていただきます。

先ほど配付させていただいたことは、明らかに疑惑があるものだということでもあります。なのでしっかりと打ち合わせなければいけない、早急にとということです。先ほども何度も言っておりますが、これは明らかな疑惑ではないでしょうか。この文章を見て、すぐに対応しないということのほうが、本来どうであるか。瑞穂市議会として、早急にこの問題を解決しなければいけないというふうにならなければならないのではないのでしょうか。私はそのように考えます。

○議長（星川睦枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（星川睦枝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

○3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

私は、今の時点で、きょうの時点で百条委員会を性急に設置するということについては反対であります。

先ほど質疑の中でも申し上げたとおり、資料自体を熟読して十分理解しているということではありません。庄田議員は我々よりももっと前から調査をして、その証拠等々についても分析をして、理解をされていると思う。だから、もう今でもいいと思う。ただ、我々からすると、

きょう初めてその話を聞いて、そしてこの資料も先ほどいただいて、5分ほど説明をされただけ。だから、まだ聞きたいことも中にある。そういう状態を残して、あえて今やらなくても、その時間をとって、説明をもう一回受けて、質問をして、さらに腹に入れるようにして、それから提起をされても何も、2日か3日、4日おくれても、議会にとってマイナスはない。むしろみんなが勉強すること自体が、非常に大事なことではないかというふうに思います。

きちっと提案者の説明責任を果たした上で採決するということが、もう少し必要ではないかというふうに思いますので、そういう意味で、もう少しちょっと日にちをとったほうがいいという意味で反対と。きょうここで今やることについては、ちょっと性急過ぎるという意味で、反対の討論をしておきたいと思います。

○議長（星川睦枝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） 小川勝範君。

○16番（小川勝範君） 議席番号16番 小川勝範でございます。

発議第1号につきまして、賛成討論を述べさせていただきます。

先ほど庄田提出者から、るる細かく説明をいたしまして、内容はよくわかりました。なぜ急ぐかといいますと、この案件等については、あすは産業建設委員会でございます。本日皆さん方にお認めをいただければ、産建委員会の内容等が変わりますので、ぜひ皆さん方の御理解をいただいて決定していただきたいと思います。以上。

○議長（星川睦枝君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第1号市道路線の認定、十七条字上街道町地内に関する調査決議を採決します。

この採決は起立によって行います。

この決議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立多数です。したがって、発議第1号市道路線の認定、十七条字上街道町地内に関する調査決議は可決されました。

お諮りします。発議第1号市道路線の認定、十七条字上街道町地内に関する調査決議が可決されましたので、委員を選任する必要があります。そこで、特別委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、市道路線の認定、十七条字上街道町地内に関する調査特別委員の選任を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

---

追加日程第2 市道路線の認定、十七条字上街道町地内に関する調査特別委員の選任について

○議長（星川睦枝君） 追加日程第2、市道路線の認定、十七条字上街道町地内に関する調査特別委員の選任についてを議題にします。

議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午後5時25分

再開 午後5時43分

○議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定によって、藤橋礼治君、小川勝範君、広瀬時男君、若園五朗君、広瀬武雄君、庄田昭人君、若井千尋君、清水治君、松野藤四郎君、くまがいさちこ君の以上10人を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、市道路線の認定、十七条字上街道町地内に関する調査特別委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

これより、市道路線の認定、十七条字上街道町地内に関する調査特別委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思います。委員の方は、第2議員会議室に御参集ください。

なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしくお願いします。

それでは、しばらく休憩します。

休憩 午後5時45分

再開 午後5時50分

○議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市道路線の認定、十七条字上街道町地内に関する調査特別委員会の委員長には小川勝範君が、副委員長には庄田昭人君が決定しましたので、御報告します。

日程第20、議案第31号市道路線の認定及び廃止について、引き続き質疑を行います。

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第21 議案第32号について（質疑）

○議長（星川睦枝君） 日程第21、議案第32号瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第11号から議案第16号及び議案第18号から議案第32号までは、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託します。

---

#### 日程第22 議案第33号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（星川睦枝君） 日程第22、議案第33号土地の取得についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長 堀孝正君。

○市長（堀 孝正君） それでは、追加議案について御説明をさせていただきます。

先に御承認をいただきました議案第17号平成25年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）につきまして、年度内の執行とするため早速事業に着手しましたところ、今般、土地取得の仮契約締結の運びとなりましたので、議会に提案するものであります。

それでは、議案第33号土地の取得についてであります。

（仮称）大月運動公園整備事業の用地取得につきましては、昨年10月の臨時議会において御承認をいただき、合計1万652平方メートルの土地を取得したところでありますが、このたび新たに2名の地権者と合意ができ、2,886平方メートルの土地を一団として追加取得するため、議会の議決を求めるものであります。

以上、1件の追加議案につきまして概要を説明させていただきましたが、よろしく御審議を賜りまして適切なる御決定をいただきますようお願い申し上げます。私の提案説明とさせていただきます。

○議長（星川睦枝君） これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午後 5 時53分

再開 午後 5 時59分

○議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案のうち議案第33号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議題となっております議案のうち議案第33号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより、議案第33号土地の取得についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 議席番号2番、改革のくまがいさちこです。

幾つかお聞きしたいと思います。

先ほど、先ほどといっても、もう何時間も前のような気がします。土地を買うということ自体が目的になっているのではないか、その買うときも、優先度ですね、公園、駐車場などの決め方がどうも納得ができない決め方であるというような発言をさっきここでしましたが、この土地についても、まず買うということが急に、といっても1年半前ですけど、私が初めて聞いたのは、土地を買う、買わなきゃならない、買うということが外部監査の指摘以後出て、買うためには目的がなきゃ買えないので、上に何を建てるか、どう使うかという話が買う話の後についてきて、陸上競技場をメインとする運動公園ということになってきたとしか思えません。そういう観点から質問をいたします。

ここは雑種地でいいのでしょうか。

とすれば名目変更はいつだったのでしょうか、これが2番目ですね。

それから、この2名を足すと、19人中13人分の土地を買うことになるということによろしいのでしょうか。

それから、今までこれで13人というのが確認できたら、単価は全員が同じなのではないかと。まずここまで教えてください。

以下、自席でお願いします。

○議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） ただいまの御質問ですけれども、この該当する土地については雑種地であります。

地権者19人のうち、前回は11人でした。今回は2人ということで、13人の土地を取得すると

いうこととなります。

単価については、25年の10月に買っておるときと同じ単価の平米当たり1万2,000円となっております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） もともとは多分田んぼだったのではないかと思うんですが、この変更はいつごろなんですか。

○議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） おっしゃるとおり、もともと田んぼでございまして、これを造成したときに地目変更していると思います。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） いつごろとお聞きしましたので、平成12年から借りていたと思うんですが、私が調べた記憶によると、変更したのは何年でしょうか、造成したのというのは。

○議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） ちょっと今確認する資料がないので、後ほど確認してお答えしたいと思います。

[発言する者あり]

○議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） それはちょっと後から聞いていただくことにしまして、質問内容を先へ進みます。

きょう、あしたまでですか、陸上競技場をメインとする（仮称）大月運動公園整備事業の是非を問う住民投票条例の制定を求める署名運動があつて、あしたまで縦覧だと思います。あした縦覧が終わると、返付、本提出、議会への提案という事務的な手続があるわけですね。

このことから考えますと、この土地をこの間補正で出して、きょうは本契約のための議案になっていまして、予算のときの御説明で、何で本年度中に急ぐのかということの御説明としては、3月に法務局に手続が集中するので、官公庁のそういう案件は早く出してほしいということで補正も2件別にしたというような、今年度中の提案にしたという説明がございましたが、今の時期に、住民投票の条例制定が、本提出がもうすぐにある、一両日中にもあるんじゃないかというようなときに土地を買ってしまうわけですね。

そのことから考えますと、お聞きしたいことは、本提出になった場合、条例案は署名数からいくと法的な数をクリアしていると思いますので、提案されると思うんですが、まず市民の民意を聞くための、あれは反対署名ではございませんので、整備事業を見直す必要があると思う

か、今のままでいいと思うか、どちらかに丸をつけてください、つけましょうという条例ですので、これが提案された場合に、これは見直す必要はないというほうが多いだろうという見通しのもとに土地を買っているのか。買い足しているのか。正確に言うと買い足しているのですね。目的がなければ買えませんので。その見通しをちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 今のくまがい議員の御質問ですが、これはまず、市の借地については、市の方針として購入をして、市の財産としていくということでございますので、まずそれを第1の目的に進めております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 聞いていることは、そういうことをお聞きしたんじゃないんですね。もう1回言います。

（仮称）大月運動公園の整備事業の是非を問う条例制定のため、署名つきで提出されるわけですね。そうすると、条例案は恐らく今議会で提案されると思うんです。目的がない土地は買えないわけですから、もし市民からこの事業計画は見直すべきだというのが出た場合は、目的を失うわけですね。見直すわけですから、もとのままの条例案が通るということの見通しのもとに買っておりますという答えならわかるんですが、土地を買うことが目的ですからみたいな今言い方をしましたね。それこそ私が最初から問題にしているわけですから、ちょっともう1回回答してください。

土地は、行政は目的がなきゃ買えませんよね。この目的自体を見直すか見直さないかの条例案が提案されるという時期なわけですから、それなのに急いで買い足すのはなぜかとお聞きしたんです。

○議長（星川睦枝君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） この土地については、もともと総合計画で運動公園というかスポーツ施設をつくるための用地ですので、それに基づいてこの土地を整備したと。ですから、その土地について借地であるので、それを購入しているということですので、今の住民投票の関係がどうこうという前に、その目的に沿って事業を進めているということですよ。

[挙手する者あり]

○議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） ということは、条例案が提案される、行政側からすると「する」ですけどね、そして住民投票条例案じゃなくて条例となって実際に実施された場合ですね、可決されて。そうしたら、見直すか見直さないか投票されるわけですから、ここで否決はされないと、見直しとはならないという見通しを持ってみえるということですか。このことを答えて

ください。

今の高田次長のお答えは、今までと全く同じですので。私の質問は、今この時期に、つまりこの条例案請求のための署名が、もう本提出になる時期に急いで買い足すのはなぜかということですから、条例案の見通しのことを聞いているんです。全く考えていないということだったら、そう言ってください。

○議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

条例案の件については、確かに今、議員おっしゃられましたように、縦覧期間に付されているということは聞いております。これは選挙管理委員会のほうから、今そういった話を聞いておるわけですが、これからのことと今まで進めてきたこととは切り離して考えておまして、今議会に補正予算を計上した時点では、既に過去から行ってきた一連の作業の中で地権者の合意が得られて、かつ新年度でという話もあったんですけれども、新年度ですと年度が変わるということでまた鑑定評価をやらなきゃならないというようなことになります。今回、地権者は、25年度に皆さんが買われた価格でよろしいと、鑑定を入れて下がるか上がるかそれはわかりませんが、そういった申し出でございましたので、そういったことをお話しして補正予算をお認めいただいた。それについて今執行をしたわけですが、その背景に今の署名活動による条例の提出があるかもしれないということは知り得ておりますが、今の時点で、時系列でいえば、将来に向かってのことじゃなくて、今の時点で行政としてなすべきことを今行ったということでございますので、先ほど議員がおっしゃられましたように、可能性はありますけれども、条例として上程をする手続にはまだ入っていない状況でございますから、今の時点でなすべきことを行政として執行しておるという考えでございますので、御理解を賜りたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 将来の時点でとかいう言葉がございしますが、半年先とか何カ月か先じゃなくて、もうあした縦覧は終わるわけですから、返付されて本提出されるわけですね。ですから、何カ月も先じゃないんですよ。今もう民意、この間民意、2月の半ばから3月の半ばの民意が今出されているわけですね。これから出されようとしているわけですね。そうすると、現時点の話だというふうに普通は受けとめると思うんです、現時点の民意として。そういう意識はないということではよろしいですか。

私、一般質問で、市民不在ではないかというテーマで出してあるんですけど、そういうことですかね。民意は余り気にしないと、今の時点で。条例案提出、何カ月も先の話じゃないわけですからね。今開かれている議会中の話ですから。そういう解釈でよろしいですか。

○議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） 私ども新聞紙上等で署名活動の数も4,000近い数が集まったというお話も伺っておるところでございますが、それについては真摯に厳粛に受けとめなきゃならないことだというふうには思っておりますが、この議案そのものは、新年度予算の中に（仮称）大月運動公園の整備費が計上してあるということで、これは28日に上程しておりますので、これは上程したという既成事実のもとで私どもは事務的な観点から鋭意事務を進めておるといことですから、同時進行ではありますけれども、こちらのほうが時系列からいけば先行する事務として進めておるといことでございます。

ですから、今後、条例を市長が上程するようになったとしても、それはまたその案件として粛々と議会の御判断を求めていくことになろうかと思えます。

〔挙手する者あり〕

○議長（星川睦枝君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 新聞紙上で4,000名近い署名が提出されたということは知っているというふうに今言われましたが、瑞穂市に提出されているんですよ。新聞なんか見なくてわかっていきますよね。本当に人ごとですよ。新聞を読まなくても、自分のところに来ているわけですから、副市長の立場として。非常に今市民の民意をひしひしと肌では受けとめていらっしゃるんだなあと思いました。新聞紙上で提出されていることは知っている。

それで、2つ確認をします。

上程されないかもしれないわけですよ。今、されるかもしれないとおっしゃった言い方ですけど、上程を市長はしないかもしれない。もし上程されたとしても、議会が否決するかもしれない。これが2つ目の実現しない場合ですね。3つ目には、条例が実行されることになった場合も、実施されることになった場合も、市民は見直す必要はないという結論のほうが多いかもしれない。この3つを全部クリアすれば、目的は、今行政が出している目的、陸上競技場をメインとする運動公園という目的は揺るがないわけですから、この土地を買うというのも立派に成立するわけですね。

逆に言いますと、そういうふうになってからでは土地を買うのは遅いですから、ですから今のうちに進めるというお考えはあるのでしょうか。

何度も言っていますように、土地を買うことがまず目的だと。そうしか、午前中からでしたかね、私、言っているように思えないからお聞きするんです。

○議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） 幾つか御質問いただきましたんですが、私は数字的には知っていますけど、正式に選挙管理委員会から報告を受けたとかそういうふうではございませんので、ですからあえて新聞紙上といった表現をしたわけでございますが、それについては、先ほど申しま

したように、厳粛に受けとめなきゃならないというふうに思っております。

ただ一方で、上程しておる限り、上程に沿って事務を進めるのが私らの責務でございますから、そこを御理解いただきたいということ、それから上程するかもしれないとかそういうことじゃなくて、法定数を上回っている限りは、必ず上程はしなきゃならないというふうに思っておりますから、それは当然、しかるべき時期が来れば上程をさせていただくということになるかと思えます。

○議長（星川睦枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。

議案第33号土地の取得について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

---

#### 散会の宣告

○議長（星川睦枝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。ありがとうございました。

散会 午後6時21分

